

す。連日お疲れさまでござります。

きょうは、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案の審議でありまして、今大臣がお話しになりましたが、昭和二十六年に社会福祉事業法が制定されまして、そのころ私は二歳ぐらいでありますから、当時のことは覚えておりませんけれども、いろいろな事情を思ひ起こしてみますと、例えば結核が多かつた

り、乳児死亡率が高かつたり、今の状況から見ますと本当に想像ができないような、ある意味で日本はまだまだ貧しい状況の中でそれぞれの事業が行われ始めたんだろうというふうに思います。

特に社会福祉事業だと社会福祉法人のあり方だとか、当時は措置制度というようなことから始まつたわけありますけれども、今の提案理由説明の中で、世の中が変わりました、そして、だれもが家庭や地域の中で自立して尊厳を持つた生活を送ることができます。特に、そういう中で例えば障害者に対する制度の構築が必要だ、そのとおりであります。特に、そういう中で例えば障害を持つた方でもそれぞれ自己実現ができるような社会ができる制度の構築が必要だ、そのためにはまだ貢献できる制度の構築が必要だ、そのとおりであります。特に、そういう中で例えば障害を持つた方でもそれぞれ自己実現ができるような社会ができる、そのためにはどういうサポートができるのか、こういうようなことなんだろうと思いまして、きょうはそういう観点から私は質問をさせていただきます。

まずは、私たち、昨年のちょうど今ごろでありますけれども、党内でもプロジェクトチームをつくりまして、社会福祉の基礎構造改革に対してどういうふうにあるべきか、こういう議論を大変濃密にしてきたわけであります。そういう中で、最終的には社会福祉事業法の改正等をするべきだ、こういうような結論に至ったわけでありまして、言つてみれば党内的議論を受けて今回こういうふうな法案が提出されてきたというふうに理解しておりますけれども、大臣におかれましては、この社会福祉基礎構造改革を進める上で、今回の法案についての所感と申しますか、法案の趣旨、内容について概略をお話しいただければというふうに思ひます。

○丹羽国務大臣 まず、今回の法案でございます

が、自民党的プロジェクトチームの検討結果を十分に踏まえて具体化したものと考えておるようになります。

先ほど提案理由説明の中でもお話を申し上げさせましたけれども、どちらかと申しまして、これまでの社会福祉というものは限られた特定の方を中心とする救貧制度からスタートしたわけでござります。

社会保障といふものは、お互いに支え合う中にあって、いわゆる国民のセーフティーネットと申しますが、真の意味で老後が豊かになるようになりますがためにどうするかとか、それから、例えば医療であるとかというようなものに対する国民のニーズが大変高まってきている。そういう中において、これまではどうらかとどういふサービスを施される立場であったわけでございますけれども、今まででは措置制度にならなければならない。これまでには措置制度の社会福祉事業法の最大のねらいはあくまでも関係にならなければならぬ。これまでには措置制度であつたわけでございますけれども、今後は契約をする、こういうような立場に立ちまして、今後の社会福祉サービスについては対等な中で国民の皆さん方の福祉全体の向上を図ろう、概略このよう

に考へておるような次第でござります。

○鴨下委員 これからは社会福祉の権利擁護事業があるというようなお話をありました。きょうは各論に入らせていただきますけれども、まず、この地域福祉権利擁護事業についてお伺いをいたします。

○鴨下委員 今大野次官から地域福祉権利擁護事業があるというようなお話をありました。きょうは各論に入らせていただきますけれども、まず、この地域福祉権利擁護事業についてお伺いをいたします。

地域福祉権利擁護事業がこの法案では制度化されるわけですが、この内容についてまずお伺いしやるよう、言つてみれば個人の自立や自己決定を基本とした二十一世紀型の福祉制度になつていかなければいけない、そのとおりだというふうに思ひます。

大野次官にお伺いをさせていただきます。

大野次官は公明党から政務次官になつていらっしやるわけであります、公明党のボスターの中には、福祉の達人というようなボスターがコピーと一緒にありますけれども、そういう意味では、大野次官、こういう法案を推進していらして、ある思ひがあると思いますけれども、この法案に対しても、この期待、それから、こういうことはもつと進めなければいかぬというようなことがおありでしたら、お教へいただきたいと思います。

○丹羽国務大臣 まず、今回の法案でござります

○大野(由)政務次官 今回の法案は、障害者福祉サービスにつきまして措置制度から契約による利

用制度へと大きく転換が行われるわけでございま

すが、地域福祉権利擁護制度とか苦情解決制度の創設と相まって、利用者——利用者ということは

せていますけれども、どちらかと申しまして、これまでの社会福祉というものは限られた

特定の方を中心とする救貧制度からスタートした

わけでござります。

社会保険といふものは、お互いに支え合う中に

おいて、いわゆる国民のセーフティーネットと申しますが、真の意味で老後が豊かになるようになりますがためにどうするかとか、それから、例えば医療であるとかというようなものに対する国民のニーズ

が大変高まってきている。そういう中において、これまではどうらかとどういふサービスを施さ

れるためにどうするかとか、それから、例えば医療

であるとかというようなものに対する国民のニーズ

が、この十四年度の目標達成に向けてございま

すが、平成十四年度の目標を今掲げております

が、この十四年度の目標達成に向けてまいりたい、このように積極的に充実に努めてまいりたい、このように

思つております。

○鴨下委員 今大野次官から地域福祉権利擁護事業があるというようなお話をありました。きょうは各論に入らせていただきますけれども、まず、この地域福祉権利擁護事業についてお伺いをいたします。

地域福祉権利擁護事業がこの法案では制度化さ

れるわけですが、この内容についてまずお伺いしやるよう、言つてみれば個人の自立や自己決

定を基本とした二十一世紀型の福祉制度になつていかなければいけない、そのとおりだというふうに思ひます。

大野次官にお伺いをさせていただきます。

大野次官は公明党から政務次官になつていらっしやるわけであります、公明党のボスターの中には、福祉の達人というようなボスターがコピーと一緒にありますけれども、そういう意味では、大野次官、こういう法案を推進していらして、ある思ひがあると思いますけれども、この法案に対しても、この期待、それから、こういうことはもつと進めなければいかぬというようなことがおありでしたら、お教へいただきたいと思います。

○丹羽国務大臣 まず、今回の法案でござります

年後見制度は、これは今月からスタートいたしましたけれども、まず家庭裁判所が関与する点、また財産管理など、例えば家の売却などのようなケイ

スがありますけれども、そのような契約などの重

要な法律行為について代理するものと承知いたし

ております。

したがいまして、両制度はそれぞれ相補い合う

というものでござります。例えれば私どもの方に来

ていらつしやった相談では、家の売却などがある

という場合は成年後見制度に御紹介をし、また、私どもが契約を結ぼうと思つても相手がその契約

能力がないという場合は成年後見制度に

行つていただくという形にして、お互いに相補い合い、連携をとつていくという制度になつておるわけでござります。

○鴨下委員 そのサービスの内容の中に日常的な

お金の管理といいますかそういうことが含まれているということでありますけれども、この

サービスの利用者によつてはそれこそ数百万円の

お金を持つてゐるような場合があるのだろうと思

いますけれども、こういうような大金を生活支援員がどのように扱つていくのかというようなこと

と、万が一いろいろな問題が起きたときにそれをどうするのか、この問題についてはいかがでしょうか。

○岩谷政府参考人 地域福祉権利擁護事業にお

いて扱いますお金は、比較的少額、大体想定では五

十万程度を上限にするのではないのかなというふうに私ども想定しておりますけれども、その金銭

管理におきまして、専用の口座をつくつていた

支援員について、社会福祉協議会の中で内部牽制

作用をしてその運営の適正化を図つてまいりたい

と思つております。

また、先生御指摘のような多額な預貯金を管理する場合、数百万円とかいうものはこれに該当

すると思いますけれども、これについては先ほど

御指摘されました成年後見制度を利用していただ

くという形になるわけでございます。

また、万一事故があつた場合については、これは社会福祉協議会などの実施主体が利用者に対し責任を負うということになると考えております。

○鴨下委員 地域の社協なんかがそういう事業を推進していくといふような話でありますけれども、一つは、地域福祉権利擁護事業の内容は、それはそれで大変結構だと思いますけれども、大都市なんかでは、社会福祉協議会だけではなく、むしろ地域の実情に合わせて例えば消費者センターとか福祉関係のNPOだとかいろいろな団体がそれを実施するようなことができないだろうか。こういうようなことがござりますけれども、厚生省としてはどういうふうにお考えになつてゐるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○岸谷政府参考人 大体いま先生がおっしゃるとおりでございまして、私ども、この権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会だけではなくて、他の団体、例えば障害者自身の団体、障害者の家族の会といふような方々、また、NPOもこれに携わつていただくことも非常に結構なことではないのかなというふうに思つております。

○鴨下委員 具体的にお伺いするのですけれども、例えば、八十二条の「都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等」ということと、「都道府県社会福祉協議会は、」云々とあって、「福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行う」、さらに、「当該事業に從事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行ふものとする。」これは、都道府県の社協に限定しているように見えるのですが、八十二条についていかがでしよう。

○岸谷政府参考人 ただいま指摘されました八十

一条につきましては、都道府県社協が行う場合の手続を書いているわけでございまして、この福祉

サービス利用援助事業自身は、先ほど申しましたように、他の団体が行うことをむしろ私どもとしても期待いたしているわけでございます。それを制限するものではございません。

○鴨下委員 八十二条はそういうことでよろしいですね。

それでは続きまして、八十三条の「運営適正化委員会」についての条項がござりますけれども、その中で、「都道府県社会福祉協議会に」「運営適正化委員会を置くものとする。」運営適正化委員会についての話はさらに後ほど伺いますけれども、この八十三条の解釈はどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

○岸谷政府参考人 八十三条につきましては、都道府県協におきます適正化委員会について書いておるわけでございます。これにつきましては、福祉サービスの利用が適正に行われるよう、その苦情の解決を行なう仕組みという形で都道府県社協にお願いするというふうにしたわけでございます。ただ、都道府県社会福祉協議会がこの適正化委員会の委員を選考するに当たりましては、社会福祉団体、NPO等の団体の御意見を十分聞いて、適正な委員の選考に努めてまいりたいというふうに思つております。

○鴨下委員 運営適正化委員会についての話ですが、苦情解決のあっせん機関として運営適正化委員会が設置されるわけでありますけれども、言つてみれば社協というのは事業者の集まりでありますけれども、私どもは、まずこの委員につきましては、選考委員会というものをつくりまして、そこで、都道府県社会福祉協議会の中立性、公正性が果たして保てるのかなということでございまますけれども、私どもは、まずこの委員につきましては、選考委員会というものをつくりまして、その中で幅広い関係者の御意見、福祉関係団体の御意見などを反映した形で選考していただくようになります。だから、そういうふうにいたしてはいるわけでございます。

○鴨下委員 もう一つ、八十八条について伺いま

情については多様なものがございます。利用者の嗜好や好みにかかるもの、例えば食事について

は朝はおかゆがいいとか、レクリエーションについてはもう少しメニューをふやしてくれというような個人の嗜好や選択に係るものから、おむつ交換についてはもう少し他人の目に触れないよう気にかけてほしいとか、洗髪、つめ切りのようないいものについてもう少しきめ細かくやってほしいと

いうようななきアに關するもの、また、本当にこれは違法的なことでござりますけれども、虐待などというようななさまさまな問題がございます。そのような問題につきましては、まず第一義的には事業者の段階で解決していただこうというふうに考えておりますけれども、ここで解決できないものについては、都道府県社会福祉協議会の中に設置いたします運営適正化委員会で解決をしていただくのが望ましいのではないかなどと思つてはいるわけでございます。

先ほど申しましたように、いろいろな苦情がござります。好みに関するもの、ケアに関するもの、いろいろござります。ただ、虐待とか、寄附金を強制、強要されたといったような違法的なものは直ちに都道府県に通報いたしまして、速やかに解決を図つていくというふうにいたしてはいるわけでございます。

○岸谷政府参考人 八十八条につきましては、ただし書きにも書いてございまして、他に適切な団体がある場合はこの限りではないというふうな規定を置いておりますように、他の団体が行なう場合にももちろん想定しておりますし、現美にこの法を行なうというふうに考えるのでしょうか、それともやや彈力的な話があるんでしようか。

○岸谷政府参考人 八十八条につきましては、たゞ書かれていますように、他に適切な団体がある場合はこの限りではないというふうな規定を置いておりますように、他の団体が行なうことを排除する趣旨ではございません。

○鴨下委員 もう一つ、百八条の第一項に、同様に、「社会福祉協議会は、」次に掲げる事業を行なうことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、「云々と書いてあつて、二に「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」、三に「社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言」、こういうことを社協はと限定的に書いてあるわけでありますけれども、これも弾力的な運用が可能なのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○岸谷政府参考人 百八条の規定は都道府県社会福祉協議会の業務について書いてあるわけでございませんで、あくまで独立した運営ということを考えていますが、このことについて厚生省はいかが考えていますか。

す。

要するに、事業者が利用者に提供したサービスの公費負担分については市町村への請求事務が必要となるわけでありまして、請求件数も相当大きくなるだろうというふうに言われています。そういうような中で、例えば介護保険において国保の

団体連合会が実施しているように、措置費の支払について一部の都道府県では財團等によって実施されているというようなこともあります。団体連合会が実施しているように、措置費の支払について一部の都道府県では財團等によつて実施されているというようなこともあるわけでありますけれども、八十八条には、都道府県社協は、「福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対して行なう請求の事務の代行」、その事務を実施するように努めなければならぬとあります。これが社協だけがこういうような事業を行なうというふうに考えるのでしょうか、それともやや彈力的な話があるんでしようか。

○岸谷政府参考人 八十八条につきましては、たゞ書かれていますように、他に適切な団体がある場合はこの限りではないというふうな規定を置いておりますように、他の団体が行なうことを排除する趣旨ではございません。

○鴨下委員 もう一つ、百八条の第一項に、同様に、「社会福祉協議会は、」次に掲げる事業を行なうことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、「云々と書いてあつて、二に「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」、三に「社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言」、こういうことを社協はと限定的に書いてあるわけでありますけれども、これも弾力的な運用が可能なのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○岸谷政府参考人 百八条の規定は都道府県社会福祉協議会の業務について書いてあるわけでございませんで、先生ただいま指摘されました第一項第二号の従事する者の養成及び研修とか、第三号の社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助

今回、この法案を見直すことによって利用者によりよいサービスを提供していく、今お話しにありましたように国民全体を対象とするセーフティーネットを提供していく、それを向上させていくことが大変意欲的にうがえる本法案の改正ではなかといふうに考えるわけございますが、この社会福祉事業の範囲あるいはその内容というものをどんなふうに見直していくのか、そこのことをお答えいただきたいと思います。

○岩谷政府参考人 社会福祉事業につきましても、福祉サービスに対する国民のニーズの変化に対応して見直していくなければならないというふうに考えております。

このため、今回の改正におきましては九つの事業を追加しております。例えば福祉サービスの利用援助事業とか盲導犬の訓練施設、また手話通訳事業など九事業を追加しております。一方、公益質屋業については、今日においては低所得者階層などのための福祉施策が充実いたしてまいりましたので、必要性が乏しくなっているため廃止することといたしました。

また、今回の改正では、障害者の通所授産施設については、利用人員の要件を法律上二十人から十人に引き下げるとしており、これによつて地域において細かな福祉活動を展開している小規模作業所が社会福祉事業となり得る道が開けるものと考えております。

○砂田委員 社会福祉の理念であります、障害者を部屋に閉じ込めるあるいは施設に閉じ込めるのではなくて、あくまでも健常者と同じように社会の中で生活をしていくことを進めていく、いわゆるノーマライゼーションを実現する上で、私は、今回新しい事業が九つ事業化されていくこと、それは障害者にとってもいろいろな利用の仕方がある。

健常者と同じようにやつしていくためにはその補助的な部分もたくさん要るのではないかという気がするわけですが、視覚障害者を取り上げてみますと、視覚障害者が表を歩くあるいは車に乗ったりバスや電車に乗つたりするときに盲導犬が大変有効に働く、機能する。社会復帰をするためにも、社会の中で健常者と一緒にやつていく上で盲導犬の助けは障害者にとっては大変あります。いかといふうに考えるわけございますが、この社会福祉事業の範囲あるいはその内容というものがどんなふうに見直していくのか、そこのことをお答えいただきたいと思います。

○岩谷政府参考人 社会福祉事業につきましても、福祉サービスに対する国民のニーズの変化に対応して見直していくなければならないというふうに考えております。

この盲導犬の事業を法定化することは関係者が長年非常に待ち望んでいたことのようでありますけれども、平成六年に厚生省は盲導犬育成計画を発表されているそうであります。平成十三年度までに二千六百頭を実働させる体制をつくるといふことでありますけれども、平成十年度末では八百五十三頭、ですから、計画達成はなかなか難しいのではないかという気がいたします。そして、盲導犬を必要とする人々の潜在的な需要は、五千頭から約七千頭ぐらい求められている。

そこで、そのため、現在全国に四十名ぐらいしか盲導犬の訓練士あるいは指導員がないし、それではなかなか盲導犬の需要を満たすわけにもいかないことから、人材確保が大変必要に迫られているという実態もあるということでありますし、障害者が盲導犬の訓練施設に容易に受け入れられるという制度も必要とされているところでござります。

本案件では、身体障害者の訓練面で新しく事業化をするものがいろいろあるわけでありますけれども、盲導犬の訓練施設を経営する事業を今回その中に加えていたいたいということですが、現在の事業の中では当然税制上の措置を受けるわけでありますけれども、この事業をもう少し活性化させていくという意味でも格段の御援助あるいは財政上の措置が必要なのではないかという気がするわけでありますけれども、その前に、本法案で社会福祉をするもののがいろいろあるわけでありますけれども、この事業をふやすことにプラスになつていくか、その効果のほどについてお聞かせをいただきたいと思います。

○砂田委員 事業化されればそういう盲導犬の事業の中では、盲導犬の育成というのは非常に象徴的なものではないかという気がいたします。ぜひとも、税制上の措置はもちろんでありますけれども、予算措置についても御配慮をいただくよう御検討いただきたい、このことを要望申し上げておきます

○砂田委員 この法案の理念を生かしていくためには、盲導犬の育成というのは非常に象徴的なものではないかという気がいたします。ぜひとも、税制上の措置はもちろんでありますけれども、予算措置についても御配慮をいただくよう御検討いただきたい、このことを要望申し上げておきます

○砂田委員 この法案の理念を生かしていくためには、盲導犬の育成というのは非常に象徴的なものではないかという気がいたします。ぜひとも、税制上の措置はもちろんでありますけれども、予算措置についても御配慮をいただくよう御検討いただきたい、このことを要望申し上げておきます

○今田政府参考人 今回盲導犬訓練施設を経営する事業を社会福祉事業に位置づけるということにいたした効果を御質問いただいているわけでありますけれども、社会福祉法人になりますと、一つは税制上の優遇措置が受けられるごとから、これまで御苦勞いただいている八团体のほかに新たな事業者の参入が期待されるのではないか、このことが

○砂田委員 手話通訳者の養成については今後も積極的に支援をしていくべきだと考えるものでありますけれども、本法案で手話通訳事業を社会福

祉事業に位置づける趣旨、そしてその効果について伺いたいと思います。

○今田政府参考人 手話通訳であります。最近、例えればテレビにおける手話通訳、あるいは演劇や講演会などでも手話通訳が大変普及をしているという実情にございまして、聴覚障害者の重要なコミュニケーション手段として非常に普及が図られてきているという状況にあらうかと思います。さらに、教育の分野、医療の分野、司法の分野、当然私ども福祉の分野、あるいは就労の分野など、あらゆる場面で手話通訳に対する需要というのは大変高まつてきている、このように思います。

このようなことから、さらなる普及を図る必要があるということでのたび社会福祉事業に位置づけたわけでございますが、これによつて手話通訳事業に対する国民の皆さんの方の認識が高まり、さらには多様な方々が手話通訳事業に取り組んでいただけることを期待していけるわけでございます。さらに、質的な面から申し上げますと、都道府県知事の指導監督を受けることになりますので、より一層の質の確保につながる、このように理解をいたしております。

従来からやつておりますように、都道府県等が社会参加促進のための補助事業ということでこの養成、派遣事業を位置づけておりますが、今年度から、都道府県で行うコミュニケーション手段の確保という取り組みの充実のために、障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業といふものを創設させていただきました。こういったことを通しましてさらに手話通訳事業が拡充されることに努めさせていただきたい、このように考えております。

○砂田委員 いずれにいたしましても、本法案の理念を生かしていくくという意味では、盲導犬も手話通訳者も、障害者が本当に社会の中に溶け込んでコミュニケーションを持つながら社会生活を健常者と同じようにやつていくという意味では大変重要なことではないか。計画倒れにならないよう願いたいと思う気持ちでいっぱいあります。

そして、障害者が社会の中で日常の生活を送る上で必要な技術の習得が必要になると考えますけれども、本法案で身体障害者生活訓練等の事業がこれまで新たに追加をされるわけですが、この事業が地域の中身、内容はいかがなものか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○今田政府参考人 身体障害者生活訓練等事業でございますが、この事業につきましては、障害者が地域で自立して生活が送れるようみずから障害を克服していくための訓練を目的としている事業でございます。

主な内容は、例えば視覚障害者に対して点字図書館など幾つかの情報手段があるわけですけれども、そういう点字を理解できる障害者のためのサービス、これがまさにこの生活訓練事業の大きな柱でございます。そういった視点から申し上げますと、視覚障害者がみずから歩行でかかるように訓練をする、あるいは点字を理解できるように点字習得のための訓練を行う。あるいは、聴覚・言語障害者に対しましては、手話を理解していただけるあるいは発声できるように訓練をする。さらには、オストメート、人工肛門や人工膀胱を設置していらっしゃる方々にどういう形で食事をすればいいのか、あるいは排せつのためのいろいろな訓練をする。こういったものを訓練することで現実にその障害を克服できるよう、障害者自身の努力に対し少しでも御援助できないかということがあります。

今回、この相談支援事業を法律上位置づけることにいたしておりますが、これは、障害者あるいは障害者を支えていたる方々からの相談に応じ、必要な情報の提供あるいは助言指導を行う。さらには、多様なニーズに対応したサービスが一体的に提供できるようにするためには、市町村あるいはサービス提供者、さらには御指摘の医療機関その他の関係機関との連携が必要にならうかと思います。こういったことも総合的に調整、相談していくだけく仕組みとして、この相談支援事業を活用していくだくよう今考えている次第でございます。これによって円滑な利用が図られるなどを私ども期待いたしております。

○砂田委員 ゼひとも障害者の相談等についてはきめ細かく、そして各機関との連絡を十分にとつてあります。障害者がみずから状況に応じた福祉サービスの利用ができるよう、医療と各福祉施設、さらには地方公共団体などの連携が大変重要であると考えてあります。御要望をしておく次第でございます。

最後に、今回の法改正で新しい事業が九つ社会福祉事業として法律上位置づけられてきたわけでございますが、これに伴いまして、当然非課税の恩恵を受けられるというようなものでありますけれども、本法案で障害者の相談支援事業というのがこ

れまた新しい事業に加えられて位置づけられているところであります。これはそのような連携に資するものと考えていいものかどうか。この相談支援事業の内容はいかがな内容でありましょうか。

○今田政府参考人 このたび、措置制度から利用制度に移行していく中で、いろいろなニーズをお持ちの障害者の方々の自己決定を尊重する、あるいは地域での生活を支援していくということからいたしますと、障害者の方にできるだけ必要な情報提供を行う必要があります。同時に、そういうニーズに対応した、さまざまに相談に適切に対応する仕組みが必要ではないかということから、この相談支援事業が果たす役割は大変重要なつたいくのではないか、このように思つております。

今回、この相談支援事業を法律上位置づけることにいたしておりますが、これは、障害者あるいは障害者を支えていたる方々からの相談に応じ、必要な情報の提供あるいは助言指導を行う。さらには、多様なニーズに対応したサービスが一体的に提供できるようにするためには、市町村あるいはサービス提供者、さらには御指摘の医療機関その他の関係機関との連携が必要にならうかと思います。こういったことも総合的に調整、相談していくだけく仕組みとして、この相談支援事業を活用していくだくよう今考えている次第でございました。

○江口委員長 横屋敬悟君。

○横屋委員 公明党・改革クラブの横屋敬悟でございます。

久々に当厚生委員会に帰ってきたような気がしておりますが、質疑をさせていただきたいと思います。

私は、ただいま地方行政委員会の理事をやつておりますが、警察行政をずっと所管をしておりま

して、きな臭いことばかりやつておりますから、きょうはかなり激しい議論になるかもしれません

が、御容赦いただきたいと思います。

今から審議をされます社会福祉事業法等の改正でございますが、私自身も大変に期待をして待つおりました。本来であれば、今回の改正は、こ

助成の充実などの支援策がなければ、今回立派な理念と法律ができましたけれども、それがいわば絵にかいたもちにならないように、中身のある、本当に食べられる、意味のある福祉サービスの充実に向けた備えをこれからもしていただきたいと思います。せひとも政務次官にその辺の御決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○大野(由)政務次官 私も、障害のある方もない方も、互いに支え合い、生き生きと暮らしていく社会を実現していかなければいけない、このよう考へております。このようなノーマライゼーションの理念を実現するために、厚生省いたしましたは、障害者プランに基づいて、ホームヘルパーなど、障害者サービスなど在宅福祉サービスの整備などに積極的に取り組んできたところでございます。

今後とも、ハード面、ソフト面のバリアフリーを心がけながら、障害者の方々が障害のない方とともに生活し活動する社会をつくるために、委員会の御指摘の面も含めて、障害者の方々の御意見を十分聞きながら障害者施策の充実に積極的に取り組んでまいりたい、このように思います。

○砂田委員 時間になりましたので、終わります。ありがとうございました。

○江口委員長 横屋敬悟君。

私は、ただいま地方行政委員会の理事をやつておりますが、警察行政をずっと所管をしておりま

して、きな臭いことばかりやつておりますから、きょうはかなり激しい議論になるかもしれません

が、御容赦いただきたいと思います。

今から審議をされます社会福祉事業法等の改正でございますが、私自身も大変に期待をして待つ

おりました。本来であれば、今回の改正は、こ

の四月から始まりました介護保険と同時にスター
トするぐらいの仕込みがされていたのではないか
と思つておるのであります。個人名を出して恐
縮ですが、私の地元の山口県の大泉副知事さん
も、厚生省から来ていただいておりますが、この
法案にも携わったということで、今は現場におら
れますけれども、社会福祉の構造改革ということ
はぜひとも進めなくてはならぬ、こういう話を前
から私も聞いていたものですから、大変に待望久
しいものがあるわけであります。

そこで、具体的な話に入りたいと思いますが、最初に社会福祉協議会の問題であります。せひとも頑張っていただきたいと思います。いやつたように、厚生省を挙げて全力で取り組んでいただく難事業だろうというふうに思つております。せひとも頑張っていただきたいと思います。

であります。が、さらには、もつと改革をしなければいけない高齢者医療の問題でありますとか、年金の問題でありますとか、大きな改革がまだ求められている部分や残っている部分も見えるわけであります。

そうした状況の中で、我が国の社会福祉制度の抜本改革であります今回の法律改正、これを前にされた厚生大臣の御所見を本來伺いたいところでありますけれども、大野政務次官に率直なお気持ちをぜひ最初にお伺いしたいと思います。

○大野(由)政務次官 今回の改正は社会福祉制度の抜本的な改革である、このように委員から今御指摘がございました。まさにそのとおりではないか、このように思っているわけでございます。
今回の法改正の趣旨は、社会福祉事業の発展を踏まえまして、利用者がサービスを選択できる制度にするなど利用者本位の社会福祉制度を確立する、こういうところにござります。

二十一世紀におきまして、国民の皆さんへの期待にこたえることができる社会福祉制度の実現に向

というのは市町村や都道府県の行政が直接扱わなければならない部分ではないかというふうにも思はるわけで、それを都道府県社協に担わせるということは、私も実は都道府県社協に一年仕事をしたことがあるのですから、本当に大丈夫かなと。先ほどの御説明で運営適正化委員会というものが独立した形でやっていくんだという御説明もありましたけれども、委員会というのはあくまで委員会でありまして、国家公安委員会の話じやあります。せんが、スタッフが大事でありまして、やはり事務局がしっかりと機能するかということですが、

すけれども、これを支えるスタッフにつきましては、私ども、これを国庫補助事業として費用の助成

と、それから本当に大丈夫ですかといふことを率直なところを聞かせていただきたいと思います。

○炭谷政府参考人 福祉サービスの苦情についてまでは、本当に種々雑なものがあるわけでございます。特に利用者の好みに属する問題とか実際の現実のケアに属する問題につきましては、まさに事業者みずからが解決していくだくということが望ましいわけでございます。

しかし、事業者段階で解決できない福祉サービ

スにに関する苦情については、まず都道府県社会福祉協議会の中で解決をしていただくというふうに考えていただきます。ただし、虐待とか寄附金の強要といったような違法な問題、または著しく不当な問題につきましては、これは直ちに都道府県みずからが乗り出すということが必要でございます。このような分担に考えておるわけでございます。

社会福祉協議会の場合は、その性格上、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必

要な事業を行なう。そして、地方各府の指導を國にすることを目的として全都道府県に設立されている田舎どきいうことで、このような苦情解決をお願いすることにいたしたわけでござります。ただし、繰り返しになりますけれども、虐待等の事例につきましては、都道府県社協は都道府県に直ちに通報するという仕組みもあわせて入れてあるわけでござります。

また、都道府県社協の事務体制の問題でござります。

○樹屋委員 今のお話でスタッフは国庫補助といふことではありますから、その辺の内容もまたお聞きをさせていただきたいんですが、今の都道府県の社会福祉協議会は、実態としてはいろいろな事業を国や県から委託を受けて、それで人をいっぱい雇っているみたいなところがありまして、国庫補助がつくから大丈夫だというのは、私は簡単にああそうですか、安心しましたとは言えないとお聞きでありますて、その辺の内容はこれからも我々もしっかりと検証させていただきたい。

これはお願いでありますけれども、先ほどおられた虐待とか御説明があつたものは当たり前でありますて、福祉事業の苦情処理というのはそれと比べたらみやすい仕事ではないですよ。これはまた変な仕事でありますて、私は、今までの社会福祉協議会、都道府県社協の体制からして簡単にできることではないというふうに思います。ぜひそこそこの辺は、どういう補助になるかでありますけれども、それから、都道府県社協は都道府県によって随分格差があります、大変に立派な都道府県社協もあれば本当に補助金や委託料だけで運営されているようなところもあるわけでありますて、これもよく見ていただいて対応をお願いしておきたいと思います。

ますけれども、例えば厚生省はこれから社会福祉協議会にどういうものを期待するのかという観点でお尋ねをするわけであります。

私の記憶では、今まで社会福祉協議会については、とかくどういう機能を地域で果たしているのかといふことがなかなか理解されていなくて、この数年は介護保険も視野に入れながら事業型社協、社協そのものにしっかりと事業をやつていただけます。ということで、社会福祉協議会みずからが例えればデイサービスをやつたり、ホームヘルパーは昔からやっておりますけれども、介護保険のサービスも含めて事業そのものを運営する、実施するという流れが一つはあったと思います。

今回は、この改正の中で、例えば今話があります地元の権利擁護事業でありますとか、あるいは、これは説明をいただいて理解できましたんですが、例えば在宅介護支援センターの基幹型についても、市町村が直営でやることが望ましいけれども、場合によっては市町村の社協だつたらお任せしていいよ、委託をしていいよという仕掛けもある。

今の地域権利擁護事業を都道府県がやつて、それをさらに市町村社協にお願いをする、それを受けた社協、それから基幹型の在宅介護支援センターをやるような社協、それがあわせて事業型社会福祉協議会として実際にデイサービス等の事業もやつてているということになりますと、今の地域権利擁護とか在宅介護支援センターというのは、言つてみればサービスのコーディネーター役、調整役であります、あるいは苦情処理という話の流れも出でますと、本当に事業をやる社協、あるいは地域のさまざまなサービスの資源といいますかそつちを社会福祉協議会に期待をされているのか。両方やつてももらいたいといふところの。両方の場合は言つてみれば利害が相反するようなこともあるわけでありまして、そこはどういう期待をこれからされているのか、今されているのか、その辺を伺わせていただきたいと思

います。

○巣谷政府参考人 これから社会福祉協議会に對しましては、今回の法案の中でも規定させていただいておりますけれども、地域福祉の中心的な手ということを期待いたします。いわば、これまでの事業者の集まっているだけの協議機関的な社協ではなくて、ここに住民も参加するボランティアも参加していくだくとういうふうに思つております。都道府県社協の場合は、それらを集めた、また県内全体の福祉の推進という観点から、例えは社会福祉従事者の養成とか全体の市町村社協に対する支援とかいうような県内全体の仕事をやつていただくというふうに考えていくべきでございま

す。

○糀屋委員 私がお尋ねしたことにお答えになつてあるのかどうかちょっと疑問なんですが、今の御答弁だと、市町村社協は地域福祉の担い手、だから事業型社協としてがんがんやつてください、どんとん事業をしていくんだらうと思ふ。ところへよく入ってくる声は、この四月から介護保険が始まって、社会福祉協議会がやつているところへよく入つてます。この四月から介護保険のサービスメニュー、例えはデイサービスあたりは、全部根こそぎお客さんを持つていい、社協というのは市町村と直結しているから強調保護とか支援センターなんかの機能、コーディネーターの機能、そうしたものは都道府県社協がやるという御答弁なんです。

それと、多分僕の理解が違つていてるんだろうと思うんだけど、一つの社協で二つの機能にならうなことになつた場合に注意することがあるんじゃないですかというふうに聞かれたわけです。そして、もうちょっと丁寧に教えていただけます。

ただ、その場合に、公平な、フェアな環境で競争していくだくといふことが大事なわけであります。問題は、社会福祉協議会が事業を行つた場合の問題、特に、今回地域福祉権利擁護事業とか苦情解決の仕組みも担当していただくなつたところが勝つといふことが私は大事だと思ひます。

そのサービスは、こういうふうに競争する場合は多くの機能を持つたところの方がやはり強いわけであります。そういうところでは今介護保険が始まりましたように、昨年の十月から事業化され、主に市町村社協の場合がそのようになるだろ

ういうふうに思つております。

それから、具体的な話に入りたいと思うんで

あります。

私が

この部分につきましては、特に学識経験者から成る検討会をそれぞれにおいてつくりました。そこで、厳密に議論をしていただきました。そして、例えば地域福祉権利擁護事業については、まず担当部局をかえる必ず分離する、またそれを監視する第三者から成る委員会を設けるということです。

それから、

が、地域権利擁護事業でございますが、さつきも

きましたように、昨年の十月から事業化され、この四月からは成年後見制度の仕組みが入つて、この四月から指示は受けない形の運営といふことで、適正な運営を図つてまいりたいというふうに考えております。

それから、

が、地域権利擁護事業でございますが、さつきも

ました。

まつた現場の状況をつぶさに見ていただいて、きめ細かな御指導をぜひともお願ひをしておきたい

ういうふうに思います。

それから、

が、地域権利擁護事業でございますが、さつきも

ました。

まつた現場の状況をつぶさに見ていただいて、

趣旨は、本来、この権利擁護事業は利用者の利益のために行われるものでございますので、利用料については自己負担を原則といたしております。ただし、繰り返しになりますが、生活保護世帯につきましては公費で負担をするという形になつております。

○樹屋委員 利用料の低所得者対策については今から聞こうと思ったんですが、今お答えがあります。

議会で利用者の状況を勘案して設定していくことで決めておりますので、利用料の負担によって、生活保護世帯でない、ややボーダーラインにいらっしゃるような低所得者の方々が利用できない事態が生じないように対応することが可能になつていてるんじゃないかなというふうに思つております。

まだ内容がよくわからないのですが、要するに、現場に任せる形で、生活支援員の活動等については国庫補助の対象ではなくて利用料で転嫁をする、こういう理解でいいんですか。その場合、国庫補助精算するときは、入ってくる利用料については、国庫補助基準額から利用料がその他収入として除かるのですか、どうですか。

○巣谷政府参考人 生活支援員の業務に伴う利用料につきましては、そもそも国庫補助の対象にしておりませんので、その利用料について私どもが報告を求め、それを控除するというような扱いはいたしません。

○樹屋委員 それは結構なことでござります。それで安心いたしました。

低所得世帯への対策については、生活保護世帯はゼロということではあります、それ以外は各都道府県社会福祉協議会で決めるという判断でいいんですね。具体的にこういう考え方で利用料を取りなさいといふような考え方方はありますか。

○巣谷政府参考人 本事業につきましては、既にたくさんの社会福祉協議会で現実にやっていらっしゃるという実績がございます。その中で、大体

○樹屋委員 もう既に昨年の十月から始まつてお
りまして、いろいろ私も聞いてみましたが、非常に
高いところから低いところまで、一千円から千八百
円とかという数字も聞いておるのでありますが、
一時間当たりの単価でありますから必要によつて
は低所得者対策も考えなければならぬかな、こん
なことも思つております。それは、なお現状を見
ていただいて適切な対応をお願いしておきたいと
思います。
それからもう一点、この生活支援による援助の
事業でありますけれども、その対象者の問題で
あります。
これも現場で伺つた話であります、この地域
福祉権利擁護事業といいますか、去年の十月から
始まつております福祉サービスの利用援助事業で
あります。ですが、このサービスの対象者は、サービス
を利用するという意向、思い、ニーズがないなど
うしてもこの対象にならない。それで、サービス
の利用意向がある方を対象にしてさまざまにサー
ビスをする中で、必要であれば金銭管理、日常的
な金銭管理までしてさしあげましょうという仕組
みになつてゐるわけでありますが、現場に聞きました
と、今のところサービスの利用意向というのはない
だけれども、とりあえずこの世帯は金銭管
理をしてあげなければならぬというケースもある
る、そういうものについてはサービスの利用意向
がないのだからこの福祉サービス利用援助事業の
対象ではないというような議論があるやに聞いて
おります。
私は、出かけていくといいますか積極的にアプ
ローチするという観点からは、まずは金銭管理が
始まつて生活その他のさまざまのサービスの提
供ということにつながつていくケースもあるので
はないかと思うのですが、その辺はどうなんで
あります。

○ 崇谷政府参考人 この地域福祉権利擁護事業といふことは、いかがでしようか。余りうるさく言うことはないのではないかとおもいますが、いかがでしょうか。

いうのは、本来的な事業といたしましては、福祉サービスの利用援助ということが本来的な事業でござります。ただ、実際に現場で利用者がいらっしゃる場合は、先生が御指摘されましたような日常の金銭管理をやつてほしいということも多いだろうと思います。

したがいまして、実際の運営に当たりましては、社会福祉協議会で相談を受ける際に、他のニーズ、多分金銭管理だけではなくてほかの福祉ニーズもあるのではないかと思つております。

ただ、建前からいいますと、金銭管理のみを行うサービスはこの地域福祉権利擁護事業では行えないわけでござりますけれども、ただ、将来このような福祉サービスの利用も当然必要になつてくるだろうというものを含めて支援計画をつくることによって、当面は必要ないけれども将来必要になつてくるということであれば、支援計画の中になつてくるということを盛り込むことによつて対象になつっていくのではないのかなというふうに思つております。

○ 横屋委員 今局長がおっしゃつた、私の言葉を理解していただいたよな御答弁もあつたのだけれども、繰り返して確認された、やはり金銭管理のみではこの事業の対象にはならない。これは理屈はわかりましたけれども、実際に介護保険が始まりまして、介護保険の仕組みによつて相当サービスの利用が伸びてゐるという事実も聞いておりますし、今まさに、地域によつてはこれからサービスの利用の仕方ということを一から教えてあげなければいかぬ状況もあるわけでありまして、その取つかりが金銭管理で、これから入るケースにあらうかと思うのですね。そういうケースにつ

いて、のみということだけを強調されると、せっかくの事業が現場においてうまく進まないのではないかというよう私は思っております。ぜひとも現場の状況も聞いていただいて、制度、法律が動き出しましたらそうしたことも御配慮願いたい、お願いをしておきたいと思います。

それからもう一点、障害者の通所授産施設の話に移させていただきたいと思います。

今回の法改正によりまして、念願であります施設の要件緩和、二十人が十人ということになります。あわせて、社会福祉法人と施設の要件緩和が若干混同されているような状況もあります。と申しますのは、団体の方々と意見交換を行なっていますと、今回の社会福祉法人の認可要件の緩和も、これは言つてみれば小規模作業所のみを対象とした要件緩和だ、したがつてある意味でけんかになりますと、今回緩和される部分は小規模作業所用の限定法トではないのかというような誤解をされている誤解かどうかわかりません、確認をしたいのですが、そういう声があります。

小規模作業所の皆さん方の思いとしては、小規模作業所でスタートをし、今回緩和によって社会福祉法人になつてスタートするわけでありますのが、その通所授産施設だけではなくて、例えばグループホームとかデイサービス、地域生活支援もぜひとも取り組んでいきたい、こんな声もあるようありますと、今後の社会福祉法人の認可要件と施設の認可事業しか行えないのかどうかというところが論点であります。

○炭谷政府参考人　今回の社会福祉法人の設立要件の緩和につきましては、小規模作業所を想定いたしておりますが、ただ、今先生が御指摘されましたように、この認可された法人が小規模作業所で事業しか行えないのかどうかというところが論点であります。

になるのではないのかなというふうに思います。これにつきまして、いろいろな団体、この小規模作業所をやつていらっしゃる団体からも御要望を受けております。

これにつきましては、私ども、小規模作業所と一体的に行なうことが障害者の福祉の増進に資するような事業、例えば今回加えております障害者の相談支援事業などが代表的なものですけれども、その実態を踏まえまして前向きに検討させていただきたいと考えております。

○樹屋委員 ぜひ御検討をお願いしておきたいと思います。

今まで小規模作業所が我が国で果たしてきた役割というのは、年々多くの箇所があえているわけでありまして、極めて重要な役割を持ってきたわけでありまして、今回の法改正によって新たな局面を迎える。今までの流れを十分踏まえていただいて、我が国の社会福祉の制度の中でさらに大きな役割を果たしていくべきな取り扱いをぜひともお願いをしておきたいと思います。

もう一点、現在五千二百カ所ぐらゐあると言われております小規模作業所が、この法改正によって大体どのくらい社会福祉法人となりあるいは通所授産施設、法定の施設になると想定されているか、厚生省のただいまの検討の状況を教えていただきたいと思います。

○今田政府参考人 御指摘のように、小規模作業所は、地域に根差した活動ということで大変貴重な活動をいただいているわけでありますが、全国で約五千二百カ所ございまして、そのうち定員が十名以上、今回の要件にも関係いたしますが、十名以上の施設が約七五%。問題は、この七五%のうちどれだけの施設が法人格を持つ授産施設に移行するのかということになりますが、そこは、現に営んでいらっしゃる方々の意向等もありますので、現時点で明確な移行数を見込むことはちょっと難しいと思っております。

ただ、社会福祉法人化しやすいようにという本

來のねらいが今回の改正にあるわけであります

で、そういう意味からいたしますと、先ほど社

会局長の方からも御説明あつたかと思いますが、

資産要件を緩和するとか施設の基準について緩やかな基準を定めることにいたしておりますので、

この七五%のうちの相当数の施設が移行することを期待しているというふうに考えております。

○樹屋委員 私も全く同じ思いであります。たゞ、多くの施設にそうした移行をしてもらいたいんだけれども、これは現場の判断があると思うのですね。やはり法定の施設ではなくて法定外施設として地域の中でニーズに対応して柔軟な運営をしていくということがあるのであります。

昔、通所授産施設ができたときに、福祉作業所あたりが通所授産施設になつて、その法の枠組みのかたさに大変悩んだというケースもあるわけであります。これは、これから現場が御判断をされると、まずは七五%ぐらいが規模要件としては対象になつて、このうな取り扱いをぜひともお願いをしておきたいと思います。

もう一点、現在五千二百カ所ぐらゐあると言われております小規模作業所が、この法改正によって大体どのくらい社会福祉法人となりあるいは通

所授産施設、法定の施設になると想定されているか、厚生省のただいまの検討の状況を教えていただきたいと思います。

○今田政府参考人 御指摘のように、小規模作業所は、地域に根差した活動ということで大変貴重な活動をいただいているわけでありますが、全国で約五千二百カ所ございまして、そのうち定員が十名以上、今回の要件にも関係いたしますが、十名以上の施設が約七五%。問題は、この七五%のうちどれだけの施設が法人格を持つ授産施設に移行するのかということになりますが、そこは、現に営んでいらっしゃる方々の意向等もありますので、現時点で明確な移行数を見込むことはちょっと難しいと思っております。

ただ、社会福祉法人化しやすいようにとい

を失うことがないよう、あるいは、法人格が取れ

るようにもっと移行しやすいようにということか

ら、現在の通所授産施設に比べて緩やかな施設基準として規定をする必要があるのではないか、こ

のように考えております。

したがつて、この緩やかな施設基準という考

方に立つて、その特性あるいはマンパワーといつ

たものを定めて助成のあり方を決めなければなら

ないと考えております。来年度の予算案に向けま

して、その詳細について検討していきたいと考え

ておる状況でございます。

○樹屋委員 緩やかな施設基準だから二十名以上

と必ずしも同じ理屈ではありますよという御説

明かもしれません、ぜひここはしっかりと検討し

ていただきたいと思います。現行の通所授産施

設、知的障害でありますと一人当たり月額三十万

とか、あるいは身体障害の場合十四万ぐらいとい

う数字がありますが、それと必ずしも同じではない

という御説明がありました。

私は、現行制度のそれぞれの施設がどういう運

営をされているのか、どの程度でやられているの

かということはよく実態を把握していただきたい、本当に移行しやすいような形でぜひとも御検討い

ただきたい、お願ひをしておきたいと思います。

もう一点お願いしたいのは、まさに私自身残念なのは、支援費とは別の形でということには私も疑問があります。したがつて、これは十五年ぐらゐがめになりますでしよう、ぜひともその体

系についてお考えいただきたい。そのときに、あわせて、障害者プランのときにも議論になりま

たけれども、施設体系の見直しとということがまだ大きな課題としてあるわけでありますから、その辺をしっかりと踏まえて検討をお願いしたいというふうに思います。ともかくも、第一段階、立派なスタートができるような対応をお願いしておきたいと思います。

最後に、時間がありません、一問だけお尋ねを

みたいと思いますが、社会福祉法人の運営の彈力

が指導であります。

そこで、訪問入浴を始めるだけで、今まで理

事会でオーケーだったものが理事会の倍の数で評

議員会をつくらなきゃいかぬというのは、いかに

も現実的ではない。今回の制度改正の中で外部評

議員会を持つおりません、理事会で運営してお

ります。これは税制の問題もあるようありますけれども、現場の声を率直にお届けしますと、ぜひ大野政務次官から大臣にお伝えいただきたいの

ですが、特別養護老人ホームは、通常の場合、評

議員会を持つおりません、理事会で運営してお

りますが、この状態から、いわゆる公益事業、訪

問入浴を始めるとした場合は評議員会をつくるな

ければならないことになつておるわけです。それ

が指導であります。

介護保険が始まりまして、さまざま声を私も

現場で聞いておるので、評議員会の問題であ

ります。

評議員会を今の形でやりますと、屋上屋

の上に機能しなくなる、形だけのものができてしまうという心配をいたします。必要なところもあるでしようが、必要がない部分もあるのではないか、私はこう思っております。

今、大臣がお帰りになりました。大臣、きょうはいっぱい大事なことを言つておきましたので、どうぞ政務次官から聞いていただいて、御検討のほど最後にお願いして、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○江口委員長 吉田幸弘君。

○吉田(幸)委員 保守党の吉田幸弘でございます。

今回の社会福祉事業法等の改正は、実に五十年ぶりの大改正であるということでもあります、この間の社会経済情勢や社会福祉をめぐる情勢の変化は極めて大きなものがございました。

最近の動きでは、児童福祉の分野では平成九年に児童福祉法が改正され、保育所の入所方式等が利用者の選択に基づくものに改められ、また、高齢者介護においてはこの四月から介護保険制度が導入されたわけでございます。

利用者が選ぶ福祉は個別分野において既に進んでいるわけでございますが、今回の社会福祉事業法等の改正は、こうした改革の流れを踏まえてそれを集大成したものであるべきだと思いますし、そうであると私自身も理解をさせていただいております。今回の改正によって、社会福祉の概念と社会福祉を行うに当たっての理念がこれまでの変化に対応したものとなつたということも再認識させていただいております。

では、今までの考え方と比較をした場合、どのように変わるのか、またどのような部分で大きく変化していただいて、少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○岩谷政府参考人 現在の社会福祉制度は、戦後の復興期につくられた制度をそのまま基本的に維持してきたわけでございます。その特色は、戦後の復興期の状況を色濃く反映いたしまして、貧困者や身体障害者、また戦災孤

児など、困窮した人を対象に行われているという点が特色ではないかなというふうに思います。そして、当時は社会資源が不十分でございましたので、行政がだれが優先かというのを決めるいわゆる措置制度という形になつてましたわけでございました。これはわかりやすく申しますと、いわば上から下への与える福祉、また、言葉が適當かどうかわかりませんけれども、施す福祉というようなことが色濃く出ているのではないのかなというふうに思つております。

しかし、戦後五十年以上たちまして、今日、少子高齢化の進展、また、国民の間には自立の意識というものが高まつております。したがつて、福祉サービスも特定の人だけではなくて国民全部が普遍的に必要になってきており、だれでも必要になつてきている状況でございます。

このような状況を踏まえまして、今回の改正では、個人の尊厳というものに基本を置きまして個人が選択をする、これによって、利用者と事業者が上下の関係ではなくて対等の関係になるという追求したいというふうに考へているわけでございます。

○吉田(幸)委員 もう少し詳しくお伺いしたいのですが、今までの福祉供給体制というのは効果が余り上がらなかつたのかという部分に対しても少し言及していただきたいと思います。

○岩谷政府参考人 現在の福祉サービスの基本的な仕組みであります措置制度のもとにおきましては、まず利用者の立場に立ちますと、利用者がみずから選択ができない、自分の好むサービスもしくは事業者が選べないという問題がござります。それから二番目に、一方のサービスを提供する立場に立ちますと、あくまでサービスの提供は行政からの業務委託を受けている形になつておりますので、その行動といたしましては、どうしても

次の二節及び節名を加える。

第一節 社會福祉協議會

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協

議會
二十二年正月六日
一一七四

一又は同
市町村社会福祉協議会は
県百七箇
一都道府県内の二以上の市町村の区域内にお

二、地域活性化のための取り組み

社の推進を図ることを目的とする団体であつ

て、その区域内における社会福祉を目的とする
事業・活動の普及・開拓する活動

る事業を經營する者及び社会福祉に関する演
動を行なう者が参加し、かつ、指定都市にあつ

東北・北海道社会福祉協議会

の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業

を経営する者の過半数が、指定都市以外の市立下町に立地してはいる（区域内にさしかか）。

及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は要生保養事業を經營する者の職

半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実

施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査

查、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を

目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区

（地方自治法第二百五十二条の二十に規定す）

る区をいう。この区域内において前項各号に掲げる事業を行つてゐる区域の准進を

ける事業を行ふことはより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その収

区域内における社会福祉を目的とする事業を経

営する者及び社会福祉に関する活動を行う者

が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業へは更に保護事業を經營する者の過半

被事業又は更生保護事業を経営する者の過半數が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会

4 福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行つものとする。

5 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 関係行政府の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

(都道府県社会福祉協議会)

7 第百八条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業者又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの

二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

三 社会福祉を目的とする事業の經營に関する指導及び助言

四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(社会福祉協議会連合会)

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立する。

2 第百七十三条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

第二節 共同募金

第八章の章名を削る。

第七十条の二十中「第七十条の六第二項」を「第九十三条第二項に、「第七十条の九から第七十条の十一まで」を「第九十六条から第九十八条まで」に、「第七十条の十六」を「第二百二条」に、「第七十条の九第一項」を「第九十六条第一項」に、「第七十条の十」を「第九十七条」に、「第七十条の七」を「第九十四条」に、「第七十条の十一第一項」を「第二百三条」に、「第七十条の十一第一項」を「第九十八条第一項」に、「第七十条の六第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条の十一第一項」を「第二百四条第一項」に、「第七十条の十一第一項」を「第二百四条第一項」に、「第七十条の三号」を「第二百三十三条第三号」に改め、第七章の二第二節中同条を第二百六条とし、同条の次に次の章名を付する。

第十章 地域福祉の推進

第七十条の十九第一項中「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十七条规定第一項」に、「第六十四条第一項」を「第六十九条规定第一項」に改め、同条を第二百五条とする。

第七十条の十八を第二百四条とし、第七十条の十七を第二百三十二条とし、第七十条の十六を第二百二条とする。

第七十条の十五中「第七十条の六第二項」を「第九十三条第一項」に、「第七十条の九から第七十条の十一まで」を「第九十六条から第九十八条まで」に、「第七十条の十三」を「第九十九条」に、「第七十条の十」を「第九十七条」に、「第七十条の七」を「第九十四条」に、「第七十条的十一第一項」を「第二百一条」に、「第七十条的十一第一項」を「第二百三条第一項」に、「第七十条的十一第一項」を「第二百四条第一項」に、「第七十条的三号」を「第二百三十三条第三号」に改め、第七章の二第二節第二款中同条を第二百一条とする。

第七十条の十四を第二百条とし、第七十条の十

第三を第九十九条とし、第七十条の十二を削る。

第七十条の十一第一項中「第七十条の六第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同項第一号中「第七十条の七」を「第九十四条」に改め、第七章の二第二節第一款中同条を第九十八条とする。

第七十条の十中「第七十条の七」を「第九十四条」に改め、同条を第九十七条とする。

第七十条の九を第九十六条とし、第七十条の八を第九十五条とする。

第七十条の七第三号中「第七十条の二第二項第二号」を「第八十九条第二項第二号」に改め、第七十条の七第三号中「第七十条の二第一節中第七十条の五を第九十二条」とする。

第七十条の四中「第七十条の二第二項第二号」を「第八十九条第二項第二号」に改め、同条を第九十一条とする。

第七十条の三を第九十条とし、第七十条の二を第八十九条とする。

第七章の二を第九章とし、第七章の次に次の二章を加える。

第一章 福祉サービスの適切な利用

第二章 福祉サービスの提供等

(情報の提供)

第七十五条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。)を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるよう、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行なうよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用契約の申込み時の説明)

第七十六条 社会福祉事業の経営者は、その提

供する福祉サービスの利用を希望する者から
の申込みがあつた場合には、その者に対し、
当該福祉サービスを利用するための契約の内
容及びその履行に関する事項について説明す
るよう努めなければならない。

第七十七条 社会福祉事業の経営者は、福祉

サービスを利用するための契約(厚生省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その

利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主
る事務所の所在地

二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福 祉事務所の所在地

三 福祉サービスの内容

支払うべき額に関する事項
四 その他専主省令並定める事項

四　その他厚生省今で定める事項 (福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと

とその他の措置を講ずることにより、常に福祉に対する受けらる者の立場に立つて良質の

相手にサービスを受ける者の立場は立てて品質が
つ適切な福祉サービスを提供するよう努めな

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉
ければならない。

サービスの質の向上のための措置を援助する
二二、臨上十、ごくの質のへんじの適切な

ために、福祉サービスの質の公正か適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう

努めなければならない。
（誇大広告の禁止）

第七十九条 社会福祉事業の経営者は、その提
出による賃料の支拂いを怠る者に、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金を科す。

供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の

厚生省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも

著しく優良であり、若しくは有利であると人

を認認させるような表示をしてはならない。

第八十条 福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮

第八十一条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八十二条 都道府県社会福祉協議会は、第八条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

第八十三条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

(運営適正化委員会)

第八十四条 運営適正化委員会は、第八十一条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関する学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

ると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行ふ者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

2 福祉サービス利用援助事業を行ふ者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第八十七条 この節に規定するもののほか、運営適正化委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 社会福祉を目的とする事業を經營する者への支援

第八十八条 都道府県社会福祉協議会は、第一百八条第一項各号に掲げる事業を行ふほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に資するため、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行つた福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対する請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者が当該事業

づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を経営する者(次章において「社会福祉事業の経営者」という)が、次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

第六十六条中「第五十七条第一項」を「第六十条中「第五十七条第一項」を「第六十一条第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及する」に改め、同条を第六十二条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。
(経営主体)

第六十条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体、社会福祉法人人が経営することを原則とする。

第六十一条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他の社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 國及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 國及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対する、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を経営する者は、不當に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

前項第一号の規定は、國又は地方公共団体が、その経営する社会福祉事業について、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を他の社会福祉事業を經營する者に委託することを妨げるものではない。

2 前項第一号の規定は、國又は地方公共団体が、その経営する社会福祉事業について、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を他の社会福祉事業を經營する者に委託することを妨げるものではない。

第五十六条の二第二項中「第四十一条第四項」を「第五十六条の二第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「照して」を「照らして」に改め、同項第三号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項第七号中「要援護者等」を「福祉サービスを必要とする者」に改め、同条第三項中

第五十八条を第六十二条とする。

第五十九条中「第五十七条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条第五项中「第五十七条第一項」を「第六十一条第五项」に改め、同条を第六十四条とする。

第六十一条第一項中「被援護者等に対する処遇の方法」を「福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十二条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「照して」を「照らして」に改め、同項第三号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項第七号中「要援護者等」を「福祉サービスを必要とする者」に改め、同条第三項中

十六条第五项」に改め、同条を第五十八条とする。

「外、左の各号に」を「ほか、次に」に改め、同条

第四項中「第六十条」を「第六十五条」に、「外、

左の各号に」を「ほか、次に」に改め、同条第六項中「当つて」を「當たつて」に、「附する」を「付する」に改め、同条を第六十二条とし、第七章

中同条の前に次の二条を加える。

(経営主体)

第六十条中「第五十六条第一項」を「第六十

二項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十二条とし、第七章

中同条の前に次の二条を加える。

(経営主体)

る。

第五十五条中「第二十五条第一項」を「第二十

六条第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第五十六条とする。

第六条第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第五十六条とする。

第七条第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第五十七条とする。

第八条第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第五十八条とする。

第九条第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第五十九条とする。

第十条第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十条とする。

第十一项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十一条とする。

第十二项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十二条とする。

第十三项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十三条とする。

第十四项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十四条とする。

第十五项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十五条とする。

第十六项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十六条とする。

第十七项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十七条とする。

第十八项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十八条とする。

第十九项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第六十九条とする。

第二十项第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「社会福祉事業」の下に「及

する」に改め、同条を第七十条とする。

理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第四十二条を第四十四条とする。

第四十三条第二項中「第二十九条第四項」を

「第三十二条第四項」に、「第三十条」を「第三十

二条」に改め、同条第四項中「第二十八条の二第二

二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第四

二条」とする。

第四十四条第二項中「かつ」に改め、同条を第四

二条」とする。

第四十五条第二項中「かつ」に改め、同条を第四

二条」とする。

第四十六条第二項中「ただし」に改め、同条を第四

二条」とする。

第四十七条第二項中「ただし」に改め、同条を第四

二条」とする。

第四十八条第二項中「かつ」に改め、同条を第四

二条」とする。

第四十九条第二項中「ただし」に改め、同条を第四

二条」とする。

第五十条第二項中「ただし」に改め、同条を第四

二条」とする。

第五十一条第二項中「ただし」に改め、同条を第四

二条」とする。

第五十二条第二項中「ただし」に改め、同条を第四

二条」とする。

第五十三条第二項中「定め」に改め、同条を第四

二条」とする。

第五十四条第二項中「超えて」に改め、同条を第四

二条」とする。

第五十五条第二項中「超えて」に改め、同条を第四

二条」とする。

第五十六条第二項中「超えて」に改め、同条を第四

二条」とする。

第五十七条第二項中「超えて」に改め、同条を第四

二条」とする。

「第二章 更生援護」

第一節 総則(第十三条 第十七条の三)

第二款 支援費等の支給(第十七条の四 第十七条の十六)

十五条の二)」を
第三節 国立施設への入所(第十七条の三十二)
第四節 居宅介護、施設入所等の措置(第十八条 第十八条の四)
第五節 更生医療、補装具等(第十九条 第二十一条の三)
第六節 社会参加の促進等(第二十二条の四 第二十五条の二)

七一第十七条の三十二)に、「第四十八条」を「第四十八条の二」に改める。

第四条の二の見出しを「居宅事業」に改め、

同項を同条第七項とし、同条第一項中「第十八

同条中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、同条第五項中「による」の下に「情報の提供並びに」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第十八条第一項第三号」を「身体障害者短期入所に係る第十七条の四第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十七条の六第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十八条第一項に、「を同号の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させその者につき必要な保護を行う」を「に、身体障害者短期入所を提供する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第十八条第一項第二号」を「身体障害者デイサービスに係る第十七条の四第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十七条の六第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十八条第一項に、「を同号の厚生労働省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生労働省令で定める便宜を供与する」を「に、身体障害者デイサービスを提供する」に改め、

3 この法律において、「身体障害者居宅支援」とは、身体障害者居宅介護に係る
4 この法律において、「身体障害者更生施設支援」とは、身体障害者更生施設に入所する
5 この法律において、「身体障害者授産施設支援」とは、特定身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち政令で定めるもの)を「にかかるわざ」の下に「第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は第十八条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項を同条第五項とし、同項の前に次の四項を加える。

この法律において、「身体障害者居宅支援」とは、身体障害者居宅介護、身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所をいう。
2 この法律において、「身体障害者更生施設支援」とは、身体障害者更生施設に入所する者に對して行われる治療及び養護をいふその更生に必要な訓練をいう。
3 この法律において、「身体障害者授産施設支援」とは、身体障害者授産施設に入所する者に對して行われる治療及び養護をいふ。
4 この法律において、「身体障害者療護施設」を「身体障害者に対する施設」とは、身体障害者に対する施設に對して行われる必要的な訓練及び職業の提供をいう。

5 この法律において、「身体障害者授産施設支援」とは、特定身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち政令で定めるもの)を「にかかるわざ」の下に「第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は第十八条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項を同条第五項とし、同項の前に次の四項を加える。

この法律において、「身体障害者居宅支援」とは、身体障害者居宅介護、身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所をいう。
2 この法律において、「身体障害者居宅介護」とは、身体障害者につき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与することをいう。
3 この法律において、「身体障害者デイサービス」とは、身体障害者又はその介護を行う

者につき、身体障害者福祉センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

4 この法律において、「身体障害者短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者療護施設その他の厚生労働省令で定める施設(以下この項において「身体障害者療護施設等」という。)への短期間の入所を必要とする身体障害者につき、身体障害者療護施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

第五条の見出しを「施設等」に改め、同条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 この法律において、「身体障害者施設支援」とは、身体障害者更生施設支援、身体障害者療護施設支援及び身体障害者授産施設支援をいう。

3 この法律において、「身体障害者居宅支援」とは、身体障害者居宅介護に係る
4 この法律において、「身体障害者更生施設支援」とは、身体障害者更生施設に入所する
5 この法律において、「身体障害者授産施設支援」とは、特定身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち政令で定めるもの)を「にかかるわざ」の下に「第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は第十八条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項を同条第五項とし、同項の前に次の四項を加える。

この法律において、「身体障害者居宅支援」とは、身体障害者居宅介護、身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所をいう。
2 この法律において、「身体障害者居宅介護」とは、身体障害者につき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与することをいう。
3 この法律において、「身体障害者デイサービス」とは、身体障害者又はその介護を行う

者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たつては、身体障害者が引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

第十六条第二項第一号中「第十八条」を「第七条の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 市町村長は、身体障害者につき、第二項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第十七条の二を次のように改める。

(診査及び更生相談)

第十七条の二 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならぬ。

一 医療又は保健指導を必要とする者に対しても、医療保健施設に紹介すること。

二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。

三 前二号に規定するものほか、その更生に必要な事項につき指導すること。

2 医療保健施設又は公共職業安定所は、前項第一号又は第二号の規定により市町村から身体障害者の紹介があつたときは、その更生のために協力しなければならない。

第十七条の二の次に次の二節及び

(利用の調整等)

第十七条の三 市町村は、身体障害者から求め

があつたときは、身体障害者居宅生活支援事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うこと

も、必要に応じて、身体障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は身体障害者更生援護施設の設置者に対し、当該身体障害者の利用の要請を行うものとする。

2 身体障害者居宅生活支援事業その他の事業を行いう者及び身体障害者更生援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第二節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費

第一款 支援費等の支給

(居宅生活支援費の支給)

第十七条の四 市町村は、次条第五項に規定する居宅支給決定身体障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。）内において、

都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に身体障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る身体障害者居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（以下「居宅支援に要した費用の額」という。）を交付しなければならない。

(居宅生活支援費の受給の手続)

第十七条の五 身体障害者は、前条第一項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、身体障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行つた身体障害者の障害の種類及び程度、当該身体障害者の介護を行う者の状況、当該身体障害者の居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

3 前項の規定による支給の決定（以下「居宅支援決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

2 身体障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費（次条第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。）を支給する指定居宅支援（同項に規定する基準が該当居宅支援を含む。）の量（次条第一項及び第十七条の七において「支給額」という。）

4 前項第一号の期間は、身体障害者居宅支援の費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び身体障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、居宅生活支援費を支給する。

2 居宅生活支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 身体障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定めた基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）

2 前項に定めるもののほか、居宅受給者証に開示必要な事項は、政令で定める。

3 指定居宅支援を受けようとする居宅支援決定身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

4 居宅支給決定身体障害者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）について、居宅生活支援費として当該居宅支給決定身体障害者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定身体障害者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

5 市町村は、居宅支給決定をしたときは、当該居宅支給決定身体障害者（以下「居宅受給者証」という。）に對し、厚生労働省令の定めるところにより、第三項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「居宅受給者証」という。）を交付しなければならない。

6 前項に定めるもののはか、居宅受給者証に開示必要な事項は、政令で定める。

7 指定居宅支援を受けようとする居宅支援決定身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

8 居宅支給決定身体障害者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）について、居宅生活支援費として当該居宅支給決定身体障害者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定身体障害者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定身体障害者に対する居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第二項各号の市町村長が定める基準及び第十七条の九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。）照らして審査

四、指揮官の立派な意旨、物語第一回の冒頭

四 指定居宅支援事業者が前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは是れを合せ、レコード等の提出、又は該

五 指示を命ぜられてこれに従わず又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第一項の規定による指揮を怠る、不正な行為をする、又は同一の

り出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは主張する事等、

は虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止す

るため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受けたと

市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指
き。

定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第二号又は第三号に該当すると認

めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することがで

ある。
(公示)

第十七条の二十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならぬ

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第十七条の二十の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに

同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

(指定身体障害者更生施設等の指定)
第十七条の二十四 第十七条の十第一項の指定

は、厚生労働省令の定めるところにより、身

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定身体障害者更生施設等の指定をしない。
一 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき。

二 申請者が、第十七条の二十六に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な身体障害者更生施設等の運営をすることができないと認められるとき。

(指定身体障害者更生施設等の設置者の責務)

第十七条の二十五 指定身体障害者更生施設等の設置者は、入所者の心身の状況等に応じて適切な身体障害者施設支援を提供するとともに、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことその他措置を講ずることにより常に指定施設支援を受ける者の立場に立てこれを提供するよう努めなければならぬ。

い。
(指定身体障害者更生施設等の基準)

第十七条の二十六 指定身体障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(変更の届出)

第十七条の二十七 指定身体障害者更生施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

等支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定身体障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者(以下この項及び第十七条の三十一において「指定施設設置者等」という。)である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対しても質問させ、若しくは指定身体障害者更生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

2 第十七条の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(指定の辞退)

第十七条の二十九 指定身体障害者更生施設等は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消し)

第十七条の三十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定身体障害者更生施設等に係る第十七条の十二第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定身体障害者更生施設等の設置者が、第十七条の二十六に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて当該施設の適正な運営をすることができなくなつたとき。

二 施設訓練等支援費の請求に関し不正があつたとき。

三 指定施設設置者等が、第十七条の二十八第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定施設設置者等が、第十七条の二十八第一項の規定により出頭を求められてこれ

に応ぜず、同項の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定身体障害者更生施設等の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定身体障害者更生施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。

五 指定身体障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定身体障害者更生施設等の指定を受けたとき。

市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行つた指定身体障害者更生施設等について、前項第一号又は第二号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定身体障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第十七条の三十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定身体障害者更生施設等の指定をしたとき。

二 第十七条の二十九の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定身体障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

第三節 国立施設への入所

第十七条の三十二 身体障害者であつて厚生労働大臣の定める基準に該当するものは、厚生労働省令の定めるところにより、次項に規定する意見書を添付して、国の設置する身体障害者更生施設等(以下「国立施設」という。)に入所の申込みを行うことができる。

前項の入所の申込みを行おうとする身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、國立施設への入所の要否に係る意見書の

交付を市町村長に申請しなければならない。

3 前項の意見書の交付は、市町村が、厚生労働省令の定めるところにより、第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準を勘案し、第十七条の十一第二項及び第三項の規定の例により、行うものとする。

4 第一項の規定により国立施設に入所の申込みを行つた身体障害者に対し、当該国立施設の長が厚生労働省令の定めるところにより、入所の承諾を行つたときは、当該身体障害者は、国に対して、当該国立施設の利用料を支払うものとする。

5 前項の利用料の額は、第十七条の十二第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

6 国立施設の長は、第一項の規定により当該国立施設に入所した身体障害者に対して、当該国立施設における訓練を効果的に受けることができるようするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

第四節 居宅介護、施設入所等の措置
第十八条の見出しを「居宅介護、施設入所等の措置」に改め、同条第一項を次のように改める。
市町村は、身体障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第十七条の四又は第十七条の六の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受ける者が著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、身体障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に身体障害者居宅支援の提供を委託することができる。
第十八条第二項中「前項各号の措置を採るほか」を削り、「定めるもの」の下に「(第三十八条第四項において「日常生活用具」という。)」を加え、「委託する措置を採る」を「委託する」に改

め、同条第三項を次のように改める。

3 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により

第十七条の十の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第十七条の三十二の規定により国立施設に入所することが著しく

困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等にその者の入所を委託しなければならない。

第十八条第四項から第七項までを削る。
第十八条の二第一項を次のように改める。
第十七条の十四の規定は、前条第三項の規定により身体障害者更生施設等に入所させ、又は入所を委託した身体障害者について準用する。

第十八条の二第二項中「國の設置する身体障害者更生施設」を「國立施設」に、「当該施設を「當該國立施設」に改める。

第十八条の三及び第十八条の四中「第十八条第一項、第二項若しくは第四項第三号若しくは第四号又は第四十九条の二第一項」を「第十七条の二第一項第三号、第十八条又は第四十九条の二」に改める。

第十八条の四中「國の設置する身体障害者更生施設」を「國立施設」に、「当該施設を「當該國立施設」に改める。

又は入所を委託した身体障害者について準用する。

第十七条の十四の規定は、前条第三項の規定により身体障害者更生施設等に入所させ、又は入所を委託した身体障害者について準用する。

第十八条の二第二項中「國の設置する身体障害者更生施設」を「國立施設」に、「当該施設を「當該國立施設」に改める。

第十八条の四中「國の設置する身体障害者更生施設」を「國立施設」に改める。

第五節 更生医療、補装具等

第十九条の七ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十一条の三の次に次の節名を付する。

第六節 社会参加の促進等

第二十三条中「知らせる措置を講じなければならない」を「知らせなければならない」に改める。
第二十八条の二中「第十八条第一項各号又は第四項第三号」を「第十八条第一項又は第三項」

に改める。

第三十五条第二号中「第十四条」の下に「第十七条の二」を加え、「市町村長」を「市町村」に、「國の設置する身体障害者更生施設」を「國立施設」に、「第十八条第三項」に改め、同条第二号の二中「第十八条の二第一項」を「第十七条の十四(第十八条の二第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二 第十七条の四若しくは第十七条の六又は第十七条の十の規定により市町村が行う居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費(第四十三条の二第一項において準用する場合を除く。)及び第四十五条において「居宅生活支援費等」という。)の支給に要する費用

又は第十七条の二第一項第三号から第十五までを削る。

第三十六条第三号中「から第十五まで」を「第十六号」に改める。

第三十六条の二第一項第三号から第十五までを「第十六号」に改める。

市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。」を加え、同条第一項を次のよう改める。

第三十五条第二号中「第十四条」の下に「第十七条の二」を加え、「市町村長」を「市町村」に、「國の設置する身体障害者更生施設」を「國立施設」に、「第十八条第三項」に改め、同条第二号の二中「第十八条の二第一項」を「第十七条の十四(第十八条の二第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が支弁する費用を必要とする者があると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費(第四十三条の二第一項において準用する場合を除く。)及び第三十五条第二号の二の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

一 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

四 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

五 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

六 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

七 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

八 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

九 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十一 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十二 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十三 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十四 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十五 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十六 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十七 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十八 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

十九 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二十 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二十一 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二十二 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二十三 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二十四 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二十五 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二十六 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二十七 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二十八 第三十五条第二号の費用(第十八条の二第一項において準用する場合を除く。)に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

の委託が行われた場合、同条第二項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、同条第三項の規定に基づき身体障害者更生施設等への入所若しくは「國立施設」に改め、同条第五項中「國の設置する身体障害者更生援護施設」を「國立施設」に改める

第四十八条の二 市町村は、条例で、第十七条の七第二項後段若しくは第十七条の八第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十七条の十二第二項後段若しくは第十七条の十三第二項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規

第三十八条の二中「第二条第一項第一号」を
「第二条第二項第三号」に改める。

第四十九条の二を次のように改める。

第十四章 第二節 第四章 第二節 第三章 第一節
十三条の三の次に次の一条を加える。

第四一二条の四 「職務に付不正の手段により居宅生活支援費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定身
することができる。

（住居支援事業者等）が、偽りその定居宅支援事業者等」という。」が、他不正の行為により居宅生活支援費又は施設

定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法
によるものとする。

第三百三十九条の三第一項に規定する法律
定める歳入とする。

「差し押さえ」を「差し押さえ」とし、同条に第
二項として規定するに改め、同条を同条第一項とし、同条に第

居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることがで
きない。

2 と社会経済活動への参加を促進するため」に改め、同条に次の一項を加える。

国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第四条第一項に「知的障害者デイサービス事業」を加え、同一条第四項を同一条第五項とし、同一条第三項

「福祉法」に改める。
第十三条に次の一項を加える。

都道府県の社会事業所は、第一項第二号の規定による相談及び指導のうち主として同宅において日常生活を営む十八歳以上の知能

障害者の方々の介護を行なうにあたっては、これを知的障害者相談支援事業を行なう当該都道府県以外の者に委託することがござ

第十五条の二第一項中「監督保護する」を「保護する」に改める。

を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え。

活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生省令で定める範

その介護を行う者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する知的障害者デイ

設(以下この項において「知的障害者デイサー ピスセンター等」という。)に通わせ、当該無

する知的障害者デイサービスセンター等に運
わせ、当該便宜を供与することを委託する世

第十七条中「及び第三項並びに」を「、第二項並びに」に改める。

3 この法律において、「知的障害者デイサービス」とは、十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサー・ビスセンターその他厚生労働省令で定める施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定められた便宜を供与することをいう。

4 この法律において、「知的障害者短期入所」とは、介護を行なう者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の知的障害者につき、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

5 この法律において、「知的障害者地域生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

第六条に次の四項を加える。

2 この法律において、「知的障害者施設支援」とは、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通勤寮支援並びに心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設において提供される支援をいう。

3 この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対する保護並びにその更生に必要な指導及び訓練をいう。

4 この法律において、「知的障害者授産施設支援」とは、特定知的障害者授産施設(知的障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。)に入所する知的障害者に対する訓練及び職業の提供を行われる必要な訓練及び職業の提供をい

5 この法律において、「知的障害者通勤寮支援」とは、知的障害者通勤寮に入所する知的障害者に対して行われる居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導をいう。

第三章の章名を次のように改める。

第三章中第九条の前に次の節名を付する。

第一節 実施機関等

第九条を次のように改める。

(更生援護の実施者)

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護とは、知的障害者が居住地を有するときは、その知的障害者の居住地の市町村が、知的障害者が居住地を有しないときは、又はその居住地が明らかでないときは、その知的障害者の現所在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住地の市町村が、その者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかつた者であるときは入所前におけるその者の所在地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれに付随する業務を行うこと。

二 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供を行うこと。

三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれに付隨する業務を行うこと。

4 その設置する福祉事務所・社会福祉法(昭和

二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。)であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めるなければならない。

第三章中第九条の前に次の節名を付する。

第一節 実施機関等

第九条を次のように改める。

(市町村の福祉事務所)

第十条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第三項各号に掲げる業務又は同条第四項及び第五項の規定による市町村長の業務を行つものとする。

第十二条から第十四条までを削り、第十一条を第十四条とする。

5 市町村長は、十八歳以上の知的障害者につき第三項第三号の業務を行つたつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

第十二条から第十四条までを削り、第十一条を第十四条とする。

第十一条第一項中「知的障害者の福祉に関する事務を行つたつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司に改め、同条第二項中「市及び福祉事務所を設置する町村は」を「市町村は、その設置する福祉事務所に知的障害者福祉司」という。「」を「その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司に改め、同条第二項中「市及び福祉事務所を設置する町村は」を「市町村は、その設置する福祉事務所に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「知的障害者福祉司」を「市町村の知的障害者福祉司」に改め、同項第二号中「第十三条第一項第二号に規定する」を「第九条第三項第三号に掲げる」に、「専門的技術」を「専門的な知識及び技術」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 市町村の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めるべきである。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、当該市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行つたつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めるべきである。

(連絡調整等の実施者)

第十二条 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 市町村の更生援護の実施に関する相談に応じ、相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行ふこと並びに

にこれらに付隨する業務を行うこと。

一 知的障害者の福祉に関する、次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ハ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

2 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者更生相談所)

第十二条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る)並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務を行うものとする。

3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。

4 前三項に定めるものはか、知的障害者更生相談所に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の二 第一項中「更生の援助と必要な保護」を「更生援護」に改める。

第十五条の三の前の見出しを削り、同条に見出として「(居宅介護等)」を付し、同条第一項を次のように改める。

市町村は、知的障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第十五条の五又は第十五条の七の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、そ

の者につき、政令で定める基準に従い、知的障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に知的障害者居宅支援の提供を委託することができる。

第四項中「措置を探る」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第十五条の三十二とする。

第十五条の二の次に次の二条並びに一節及び節名を加える。

(支援体制の整備等)

第十五条の三 市町村は、この章に規定する更生援護その他地域の実情に応じたきめ細かな

福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たつては、知的障害者が引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(利用の調整等)

第十五条の四 市町村は、十八歳以上の知的障害者から求めがあったときは、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用の要請を行うものとする。

2 知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行なう者及び知的障害者援護施設の設置者に對し、当該知的

等支援費

第一款 支援費の支給

第十五条の五 市町村は、次条第五項に規定する居宅支給決定知的障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間(以下「居宅支給決定期間」という。)内において、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅支援事業者」という。)に知的障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る知的障害者居宅支援(以下「指定居宅支援」という。)を受けたときは、

は、当該居宅支給決定知的障害者に対し、当該指定居宅支援(同項の規定により定められた同項第二号に規定する量の範囲内のものに限り。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(知的障害者デイサービスに要した費用(知的障害者デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び知的障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)並びに知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用(第三項及び次条において「特定日常生活費」という。)を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、

第十五条の六 十八歳以上の知的障害者(知的障害者地域生活援助にあつては、十八歳未満の知的障害者を含む。第五項において同じ。)は、前条第一項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

(居宅生活支援費の受給の手続)

第十五条の七 十八歳以上の知的障害者(知的障害者地域生活援助にあつては、十八歳未満の知的障害者を含む。第五項において同じ。)は、前条第一項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、

当該申請を行つた知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の介護を行う者の状況、当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況その他他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

3 前項の規定による支給の決定(以下「居宅支給決定」という。)を行う場合には、次に掲げる

事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 知的障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費(次条第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。)を支給する指

二 十八歳以上の知的障害者又はその扶養義務者民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)

負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定

めの基準により算定した額

3 知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支

援費の額は、知的障害者地域生活援助に係る

指定居宅支援に通常要する費用(特定日常生

活費を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定

めの基準により算定した額(その額が当該

指定居宅支援に要した費用(特定日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定

居宅支援に要した費用の額)とする。

(居宅生活支援費の受給の手続)

第十五条の八 十八歳以上の知的障害者(知的障害者地域生活援助にあつては、十八歳未満の知的障害者を含む。第五項において同じ。)は、前条第一項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、

当該申請を行つた知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況その他他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

3 前項の規定による支給の決定(以下「居宅支給決定」という。)を行う場合には、次に掲げる

事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 知的障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費(次条第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。)を支給する指

は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「行政措置」の下に「(知的障害者通勤寮に係るもの)を除く。」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二十二条第一号の三の費用(知的障害者通勤寮支援に係るもの)を除く。)

第二十六条第一項中「第二十二条第一号の二」を「第二十二条第一項中「第二十二条第一号の二」の規定により都道府県が支弁した費用について」をのうち、同条第一号の二の費用(知的障害者地域生活援助に係るもの)を除く。)及び同条第一号の四の費用(第十五条の三十二第一項の行政措置のうち、知的障害者地域生活援助の提供若しくは提供の委託に要する費用又は同条第二項の行政措置に要する費用)については改める。

第二十七条中「第十六条第一項第二号」を「第

十五条の三十二又は第十六条第一項第二号」に改め、「都道府県又は」を削り、「当該行政措置により知的障害者援助施設又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所中の知的障害者」を「当該的障害者」に改め、「(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)」を削り、「入所中に」を「当該行政措置に」に改める。

第二十七条の二中「第二条第二項第一号」を「第二条第二項第四号」に改める。

第二十九条を削り、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の三の次に次の三条を加える。

(不正利得の徵収)

第二十七条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費(第二十八条において「居宅生活支援費等」という。)の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は

一部を徵収することができる。

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等(以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指

定期宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができ

3 前二項の規定による徵収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(租税その他公課の非課税)
第二十七条の五 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課すことなどができない。

(受給権等の保護)
第二十八条 居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができる。

第三十条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。
(条例による過料)
本則に次の一条を加える。

第三十二条 市町村は、条例で、第十五条の八第二項後段若しくは第十五条の九第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十五条の十三第二項後段若しくは第十五条の十四第二項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第二十七条の二中「第二条第二項第一号」を「第二条第二項第四号」に改める。

第二十九条を削り、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の三の次に次の三条を加える。

附則第三項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(更生援護の特例)
3 児童福祉法第六十三条の五の規定による通

第十三条、第十五条の四、第十五条の十一から第十五条の十五まで、第十六条(第一項第二号に限る。)及び第二十二条から第二十七条までの規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

附則第四項から第十項までを削る。

(児童福祉法の一部改正)

第八条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十号)の一部を次のよう改訂する。

第六条の二第一項中「児童短期入所事業」の下に「障害児相談支援事業」を加え、同条第四項の次に次の二項を加える。

この法律で、障害児相談支援事業とは、地域の身体に障害のある児童又は知的障害のある児童の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営むこれらの児童及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、併せてこれら

の者と市町村、児童相談所、児童居宅生活支援事業を行う者、児童福祉施設等との連絡及び調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

第八条第二項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第五項中「社会福祉事業法第六条第三項及び第十一条第一項」を「社会福祉法第七条第三項及び第十二条第一項」に改める。

第十一条第二項中「常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし」を「その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し」に、「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第十三条第三項中「ときは」の下に「緊急の必要があると認める場合を除き」を加える。

第二十一条の九第七項中「第九項」を「第八項」に改める。

第二十二条第一項中「維持するため」の下に「児童福祉施設の設置者」を加える。

第五十二条ただし書中「本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担するこ

とができる乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院」を削

「第六条の二第七項」に改める。

第二十五条中「又は児童相談所」を「若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十六条第一項第二号中「児童家庭支援センター」の下に「若しくは都道府県以外の障害児相談支援事業を行なう者」を加える。

第二十七条第一項第二号中「都道府県が」を「都道府県が行なう障害児相談支援事業に係る職員」に改め、「の設置する児童家庭支援センター」の下に「若しくは当該都道府県以外の障害児相談支援事業を行なう者」を加える。

第三十四条の三第一項の次に次の二項を加える。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の三の次に次の二条を加える。

第三十四条の三の二 障害児相談支援事業に從事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならぬ。

第三十四条の五中「第二十一条の十第一項から第三項まで若しくは第二十七条第九項の措置」を「その事業に改める。

第三十四条の六中「又は第二十七条第九項」を「第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第九項」に改める。

第三十四条の七中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第四十六条第一項中「維持するため」の下に「児童福祉施設の設置者」を加える。

第五十二条ただし書中「本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担するこ

とができる乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院」を削

を「保育の実施等」に改める。

第五十六条の六第一項中「第二十四条第一項の規定による保育の実施」を「保育の実施等」に改める。

第五十九条の三中「第二十二条及び第二十三条に規定する措置を探るべき」を「助産の実施及び母子保護の実施に係る」に、「当該措置を探る

べき」を「当該助産の実施若しくは母子保護の実施に係る」に改め、「処分その他の」を削り、同条ただし書中「措置に」を「助産の実施若しくは母子保護の実施に」に改める。

第十条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 福祉の措置及び保障(第十九条 第二十四条の二)」を

第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導、

第二節 居宅生活の支

第一款 居宅生活支

第二款 居宅介護の

第三款 放課後児童健

第三節 助産施設、母

第四節 要保護児童の

第五節 雜則(第三十四

援費の支給(第二十一条の十一 第二十二条の二十四)

措置等(第二十一条の二十五)

全育成事業(第二十一条の二十六)

子生活支援施設及び保育所への入所(第二十二条 第二十四条)

保護措置等(第二十五条 第三十三条の八)

第一条 第二十二条の二

に、「第六十二条の二」を「第六十二条の九」

改め、同条第二

項中「第二十一条の十第一項」を「児童居宅介護

に係る第二十一条の十第一項の居宅生活支援費

の支給若しくは第二十一条の十二第一項の特例

居宅生活支援費の支給に係る者又は第二十一条

の二十五第一項に、「その者の家庭において同

き同項の厚生労働省令で定める便宜を供与す

る」を「につき児童デイサービスを提供する」に改め、同条第三項

中「第二十二条の十第二項」を「児童デイサービ

スに係る第二十二条の十第一項の居宅生活支援

費の支給若しくは第二十一条の十二第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第二十一条の二十五第一項に、「その者の家庭において同き同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する」を「につき児童デイサービスを提供する」に改め、同条第三項

中「第二十二条の十第二項」を「児童デイサービ

スに係る第二十二条の十第一項の居宅生活支援

べき」を「当該助産の実施若しくは母子保護の実施に係る」に改め、「処分その他の」を削り、同条ただし書中「措置に」を「助産の実施若しくは母子保護の実施に」に改める。

その者につき必要な保護を行う」を「につき児童短期入所を提供する」に改め、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

この法律で、児童居宅支援とは、児童居宅介護、児童デイサービス及び児童短期入所をいう。

この法律で、児童居宅介護とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童(以下「障害児」という。)であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の家庭において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

この法律で、児童デイサービスとは、障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、児童短期入所とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となつた障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行ふことをいう。

この法律で、児童居宅生活支援事業とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業をいう。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 第十九条の前に次の節名を付する。

第一節 療育の指導、医療の給付等

第二章 第十九条の十一を第二十二条の二十六とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所

市町村は、次条第五項に規定する居宅支給決定保護者が、同条第三項の規定

する居宅支給決定保護者が、同条第三項の規

定により定められた同項第一号の期間(以下「居宅支給決定期間」という。)内において、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅支援事業者」という。)に児童居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る児童居宅支援(以下「指定居宅支援」という。)を受けたときは、当該居宅支援決定保護者に対し、当該指定居宅支援(同項の規定により定められた同項第二号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(児童デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び児童短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」といいう。)を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。

居宅生活支援費の額は、第一号に掲げる額

から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 児童居宅支援の種類ごとに当該指定居宅支援に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定居宅支援に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額)

二 障害児又はその扶養義務者(民法(明治)二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。(以下同じ。)の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

第一十二条の十一 障害児の保護者は、前条第一項の規定により居宅生活支援費の支給を受けるとするときは、児童居宅支援の種類ごとにより、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度、当該障害児の保護者の状況、当該障害児の居宅生活支援費の受給の状況その他厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。前項の規定による支給の決定(以下「居宅支給決定」という。)を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 児童居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費(次条第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。)を支給する指定居宅支援(同項に規定する基準該当居宅支援を含む。)の量(次条第一項及び第二十二条の十三において「支給量」という。)

前項第一号の期間は、児童居宅支援の種類

ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

市町村は、居宅支給決定を受けた障害児の保護者は、当該居宅支給決定を受けた障害児の保護者証(以下「居宅受給者証」という。)に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第三項各号に掲げる事項を記載した受給者証(以下「居宅受給者証」という。)を交付しなければならない。

前項に定めるもののほか、居宅受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。

指定居宅支援を受けようとする居宅支給決定保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

居宅支給決定保護者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき(当該居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用(特定費用を除く。)について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

第一十二条の十二 市町村は、居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に居宅支給決定保護者証を提示したとき(当該居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該居宅支給決定保護者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定保護者に対する居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第二項各号の市町村長が定める基準及び第二十二条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第百十条に規定する都道府県社会福祉協議会その他當利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第二十二条の十二 市町村は、居宅支給決定保護者が、居宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の児童居宅支援指定居宅支援の事業に係る第二十二条の十九第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行つた事業所により行われるものに限る。以下のこの条において「基準該当居宅支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

第一十二条の十三 市町村は、特例居宅生活支援費について準用する。

第二十二条の十三 居宅支給決定保護者は、支給量を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条の十一第二項の規定は、特例居宅生活支援費による支払があつたときは、居宅支給決定保護者に対する居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第二項

第二十二条の十四 居宅支給決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

一 居宅支給決定に係る障害児が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定保護者に対し居宅受給者証の返還を求めるものとする。

前項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定めることとする。

第一十二条の十五 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、居宅支給決定保護者又は児童居宅支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

第一十二条の十六 第二十二条の十から前条までに定めるもののほか、居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一十二条の十七 第二十二条の十第一項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、児童居宅生活支援事業を行つた者の申請により、児童居宅支援の種類及び児童居宅生活支援事業を行つた事業所(以下この款において「事業所」という。)と行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第二十一条の十九第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の十九第一項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な児童居宅生活支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

第二十一条の十八 指定居宅支援事業者は、障害児の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

第二十一条の十九 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければならない。

第二十一条の二十 指定居宅支援事業者は、当該指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

第二十一条の二十一 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条の二十二 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定居宅支援事業者であつた者等」という)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出を命ぜられること。

出若しくは提示を命じ、指定居宅支援事業者は當該指定に係る事業所の従業者であつた者等に対し頭を求める。又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくは當該指定居宅支援事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の二十二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第二十一条の十第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は員数について、第二十一条の十九第一項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅支援事業者が、第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援の事業の運営をすることがで

きる。

市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第二号又は第三号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第二号又は第三号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

第二十一条の二十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第二十一条の二十の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く)があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

第四節 要保護児童の保護措置等

第二十一条の二十四 市町村は、指定居宅支援に關する必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行わなければならぬ。

市町村は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、指定居宅支援の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、指定居宅支援事業者に対し、当該障害児の利用の要請を行うものとする。

指定居宅支援事業者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第五節 雜則

第三十四条の二中「外」を「ほか」に改め、「措置及び」を削る。

第三十四条の三第一項及び第三項、第三十四条の四第一項並びに第三十四条の五中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改める。

第三十四条の六中「児童居宅生活支援事業」下に「又は児童自立生活援助事業」を加え、「第二十一条の十第一項から第三項まで」を「第二十一条の二十五第一項」に改める。

第四十九条中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改める。

第五十一条第一号の二を削る。

第二十二条の十又は第二十三条の十の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による

共済職員に通知しなければならない。

第六条第三項中「(共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。)」を「の代表者」に改める。

第八条第一項及び第二項を次のように改める。

退職した者の被共済職員期間が一年以上十年以下である場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその被共済職員期間の年数を乗じて得た額と、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 被共済職員期間が一年以上五年以下の者 百分の六十

二 被共済職員期間が六年以上十年以下の者 百分の七十五

三 退職した者の被共済職員期間が十一年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、前項の規定に基づく政令で定める額を六十を乗じて得た額とする。

四 退職した者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の八十

二 十一年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の八十八

三 第八条第三項中「十年をこえるを」「十年以上である」に改め、同項第一号中「十年まで」を「一年以上十年以下」に改め、同項第二号中「十年をこえ、二十年まで」を「十一年以上二十年以下」に改め、同項第三号中「二十年をこえ、三十年まで」を「二十一年以上上の」に改める。

第九条第一項第一号中「十年まで」を「一年以上十年以下」に改め、同項第二号中「十年をこえ、二十年まで」を「十一年以上二十年以下」に改め、同項第三号中「二十年をこえ、三十年まで」を「二十一年以上三十年以下」に改め、同項第四号中「三十年をこえるを」「三十一年以上の」

に、「百分の百三十七・五」を「百分の百二十五」

に改め、同項第二項第一号中「十年まで」を「一年以上十年以下」に改め、同項第三号中「二十年をこえ、三十年まで」を「十一年以上二十年以下」に改め、同項第四号中「二十年をこえ、三十年まで」を「二十一年以上三十年以下」に改め、同項第五号中「三十年をこえるを」「三十一年以上の」

に改め、同項第三号中「二十年をこえ、三十年まで」を「十一年以上二十年以下」に改め、同項第四号中「三十年をこえるを」「三十一年以上の」

めることにより算定した額(以下「補助金算定対象額」という。)」を加える。

第十九条中「退職手当金の支給に要する費用」を「補助金算定対象額」に改める。

第二十三条第一項中「社会福祉施設」を「経営者による共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所」に改める。

第二十九条中「又は法人若しくは人の代理人」を「代理人」に改め、「又は人」を削る。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

(長期勤続者等に対する退職手当金に係る特例)

2 当分の間、被共済職員期間が二十年以上三十年以下である者で第九条第二項に規定する理由により退職したものに対する退職手当金の額は、第九条の二の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

3 当分の間、被共済職員期間が三十五年を超える者で第九条第二項に規定する理由により退職をしたものに対する退職手当金の額は、その者の被共済職員期間を三十五年として前述の規定の例により計算して得られる額とする。

第十五条第二項中「額は、」の下に「次に掲げる号を加える。

一 社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る。)に係る掛金

二 申出施設等職員に係る掛金

第十五条に次の二項を加える。

3 前項に規定する掛け金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

(民生委員法の一部改正)

第十二条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)の一部を次のように改止する。

第一条中「保護指導のことにつき、」を「常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて」に改める。

第五条第二項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第六条第一項」を「第七条第二項」に改める。

第八条第二項中「左の」を「当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の二に掲げる者」を「掲げるもの」に改め、同項第三項を削り、同項第四項を同項第三項とし、同項第五項

中「前四項で」を「前三項に」、「外」を「ほか」に改め、同項を同項第四項とする。

(生活保護法の一部改正)

第十三条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に、「且つ」を「か

第十四条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、第一号から第三号までを次のように改め、「ただし」に改める。

一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他援助を行うこと。

三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他援助を行うこと。

四 社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

第十四条第一項第四号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

又は社会福祉に関する活動を行なう者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

第十四条第二項中「外」を「ほか」に、「生活の指導」を「住民の福祉の増進を図るための活動」に改める。

第十七条第二項中「保護を要する」を「援助を必要とする」に、「作製を命じ」を「作成を依頼し」に、「指示」を「指導」に改める。

第二十四条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号中「統制」を「調整」に改め、同項第三号中「当る」を「当たる」に改め、同項第五号中「互に励まし、研修及び修養」を「必要な知識及び技術の修得」に改める。

第二十五条中「総務」を「会長」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第十三条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「社会福祉事業法」を「社会

つ」に改め、同条第三項中「が収容された」を「を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した」に、「その収容」を「当該入所」に、「の収容又はその者に係る当該介護扶助の」を「に係る入所又は」に改める。

第二十一条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第三十条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「収容し、又はこれららの施設若しくは私人の家庭に収容」を「入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「収容を強制し得る」を「入所又は養護を強制することができる」に改める。

第三十一条第五項中「収容し、又は収容を委託して」を「前条第一項ただし書の規定により」に改め、「収容を強制し得る」を「入所又は養護」に改める。

第三十八条第二項中「欠陥」を「障害」に、「独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して」を「日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて」に改め、同条第三項中「補導」を「生活指導」に、「収容して」を「入所させて」に改める。

第四十二条第三項中「収容」を「入所」に、「明かにし、且つ」を「明らかにし、かつ」に改める。

第四十六条第一項第五号中「被収容者」を「入所者」に改める。

第四十七条第一項中「収容」を「入所」に、「当たり」を「当たり」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第六十二条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護」に改める。

第七十条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号口中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所」に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護を」に改める。

第七十四条の二中「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める。

第八十四条の三中「老人福祉法」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」に改め、同法第十九条から第二百九十九号までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法(昭和二十二年法律第二百四十九号)に加える改正規定 平成十三年四月一日

二 第二条(社会福祉法第一条第三項第五号の改正規定を除く。)、第五条、第七条及び第十一条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十条の三の改正規定(「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。)並びに附則第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第二十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定(社会福祉事業法)を「社会福祉法」に改める部分を除く。)及び同項第五号を同項第七号とし、同項第六号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十五条の改正規定(社会福祉事業法第五十六条第二項)を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。)の規定 平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十一条(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定(社会福祉事業法)を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る)、同項第五号の改正規定(社会福

祉事業法第五十七条规定第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に限る)及び同条第二項第四号の改正規定を除く。)の規定並びに附則第九条、第十条、第二十二条及び第二十三条から第二十五号までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第二号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

二 第二条(社会福祉法第一条第三項第五号の改正規定を除く。)、第五条、第七条及び第十一条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十条の三の改正規定(「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。)並びに附則第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第二十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定(社会福祉事業法)を「社会福祉法」に改める部分を除く。)及び同項第五号を同項第七号とし、同項第六号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十五条の改正規定(社会福祉事業法第五十六条第二項)を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。)の規定 平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十一条(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定(社会福祉事業法)を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る)、同項第五号の改正規定(社会福

祉事業法第五十七条规定第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に限る)及び同条第二項第四号の改正規定を除く。)の規定並びに附則第九条、第十条、第二十二条及び第二十三条から第二十五号までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第二号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

二 第二条(社会福祉法第一条第三項第五号の改正規定を除く。)、第五条、第七条及び第十一条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十条の三の改正規定(「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。)並びに附則第十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定(社会福祉事業法)を「社会福祉法」に改める部分を除く。)及び同項第五号を同項第七号とし、同項第六号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十五条の改正規定(社会福祉事業法第五十六条第二項)を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。)の規定 平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一 条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二条 社会福祉事業の経営者が、前項本文の規定に違反したときは、当該社会福祉事業の経営者を社会福祉法第七十七条の規定に違反した者とみなして、社会福祉法の規定を適用する。

第六条 社会福祉法第一百五十五条第二項及び第三項並びに第一百六十六条から第一百八十八条までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)以後に寄附金の募集が行われる年の共同募金から適用し、施行日前に寄附金の募集が行わ

れた年の共同募金については、なお従前の例による。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第四条の二第五項に規定する身体障害者相談支援事業(以下この条において「身体障害者相談支援事業」という。)を行っている国及び都道府県以外の者であつて、旧社会福祉事業法第二条第三項第三号に規定する身体障害者の更生相談に応ずる事業に係る旧社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出(以下この条において「更生相談事業に係る届出」という。)をしている者は、新法第二十六条第一項の規定による届出をしたるものとみなす。

2 この法律の施行の際現に身体障害者相談支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に身体障害者相談支援事業を開始したものが、施行日において、更生相談事業に係る届出をしていないときは、その者は、当該身体障害者相談支援事業を開始した日から一月間は、新法第二十六条第一項の規定による届出をしないで、当該身体障害者相談支援事業を行つたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に身体障害者相談支援事業を行つてゐる國及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に更生相談事業に係る届出に関し届け出た事項に変更を生じたものが、施行日において、旧社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、新法第二十六条第二項の規定による届出をしないで、当該身体障害者相談支援事業を従前の例により引き続き經營することができる。

第八条 この法律の施行の際現に新法第四条の二第六項に規定する手話通訳事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六

十九条第一項の規定を適用する場合においては、「事業開始の日から一月」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第号)の施行の日から起算して三月」とする。

第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正後の身体障害者福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第四条の二第六項に規定する身体障害者相談支援事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第号)の施行の日から起算して三月」とする。

第十一条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十二条に規定する盲導犬訓練施設(以下この条において「盲導犬訓練施設」という。)を経営している市町村について新法第二十

二年法律第号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなされた身体障害者更生施設等(新法第十七

三条の三十第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定

身体障害者更生施設等」という。)に入所してい

る旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者

(以下この条において「旧措置入所者」という。)については、同日から起算して一年間に限り、

同日以後引き続き特定身体障害者更生施設等に

入所している間(当該特定身体障害者更生施設等に係る新法第十七条の三十第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定身体障害者更生施設等に継続して

り、当該特定身体障害者更生施設等に継続して

上他の指定身体障害者更生施設等(新法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下この項において同じ。)

に入所した旧措置入所者にあつては、当該以

上の他の指定身体障害者更生施設等に継続して

入所している間を含む。)は、当該旧措置入所

者を新法第十七条の十一第五項に規定する施設

支給決定身体障害者」という。)とみなして、当

該旧措置入所者が当該特定身体障害者更生施設等(当該一以上の他の指定身体障害者更生施設

等に入所した旧措置入所者にあつては、当該「旧法」という。)第十八条第四項第三号の規定による改正する等の法律(平成十二年法律第号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に盲導犬訓練施設を経営している社会福祉法人その他の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「事業開始の日から一月」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三月」とする。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の身体障害

者福祉法(次条から附則第十四条までにおいて

「旧法」という。)第十八条第四項第三号の規定によ

り身体障害者が入所し、又は入所を委託され

ている地方公共団体又は社会福祉法人の設置す

る身体障害者更生施設等(第五条の規定による

改正後の身体障害者福祉法(以下この条から附

則第十三条までにおいて「新法」という。)第十七

条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施

設等をいう。次条において同じ。)については、

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、

新法第十七条の二十四第一項の規定による指定

があつたものとみなす。

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があつたものと

みなされた身体障害者更生施設等(新法第十七

条の三十第一項の規定により当該指定を取り消

されたものを除く。以下この条において「特定

身体障害者更生施設等」という。)に入所してい

る旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者

(以下この条において「旧措置入所者」という。)については、同日から起算して一年間に限り、

同日以後引き続き特定身体障害者更生施設等に

入所している間(当該特定身体障害者更生施設等に係る新法第十七条の三十第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定身体障害者更生施設等に継続して

り、当該特定身体障害者更生施設等に継続して

上他の指定身体障害者更生施設等(新法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施

設等をいう。以下この項において同じ。)

に入所した旧措置入所者にあつては、当該以

上の他の指定身体障害者更生施設等に継続して

入所している間を含む。)は、当該旧措置入所

者を新法第十七条の十一第五項に規定する施設

支給決定身体障害者」という。)とみなして、当

該旧措置入所者が当該特定身体障害者更生施設等(当該一以上の他の指定身体障害者更生施設

等に入所した旧措置入所者にあつては、当該「旧法」という。)第十八条第四項第三号の規定による改正する等の法律(平成十二年法律第号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三月」とする。

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の身体障害

生施設等に入所しているものとみなす。
第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行

の際現に新法第十七条の三十二第一項に規定する國立施設(以下この条において「國立施設」という。)に入所している旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者(次項において「國立施設旧措置入所者」という。)については、新法第十七条の三十二第一項の規定により当該國立施設に入所しているものとみなす。

2 前項の規定にかかるらず、市町村が、やむを得ない事由により新法第十七条の三十二第一項の規定により國立施設に入所することが著しく困難であると認める國立施設旧措置入所者については、新法第十八条第三項の規定により當該國立施設に入所しているものとみなす。

第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十八条第一項に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の補助については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十八条第四項第三号に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての都道府県及び國の負担並びに当該費用についての市町村の支弁並びに従前の例による。
(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 この法律の施行の際現に第六条の規定による改正後の知的障害者相談支援事業の徴収については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行の際現に新法第四条第五項に規定する知的障害者デイサービス事業(以下この条において「知的障害者地域生活援助事業」といいう。)を行つてゐる國及び都道府県以外の者である、施行日前一月以内に知的障害者地域生活援助事業を行つてゐる國及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に知的障害者地域生活援助事業を開始したものが、施行日において、旧社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていなかったときは、その者は、当該特定知的障害者更生施設等に掲げた額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により施設支給決定知的障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定知的障害者である旧措置入所者に対し支給する施設訓練等支援費の額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年間に限り、新法第十五条の十一第二項の規定にかかるはず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を

いるものは、新法第十八条の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に知的障害者デイサービス事業等を行つてゐる國及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に知的障害者デイサービス事業等を開始したものが、施行日に

おいて、更生相談事業に係る届出をしていないときは、その者は、当該知的障害者デイサービス事業等を開始した日から一月間は、新法第十八条の規定による届出をしないで、当該知的障害者デイサービス事業等を従前の例により引き続き経営することができる。

3 この法律の施行の際現に知的障害者デイサービス事業等を行つてゐる國及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に更生相談事業に係る届出をしないで、当該知的障害者デイサービス事業等を従前の例により引き

月間は、新法第二十条第一項の規定による届出をしないで、当該知的障害者デイサービス事業等を従前の例により引き続き経営することができたときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、新法第二十条第一項の規定による届出をしないで、当該知的障害者デイサービス事業等を従前の例により引き続き経営することができる。

第十七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に第七条の規定による改止前の知的障害者福祉法(次条及び附則第十九条において「旧法」という。)第十六条第一項第二号の規定により知的障害者が入所し、又は入所を委託されている地方公共団体又は社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等(第七条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等をいう。次条において同じ。)については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、新法第十五条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなす。

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十五条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に知的障害者地域生活

しないで、当該知的障害者地域生活援助事業を従前の例により引き続き経営することができる。

3

この法律の施行の際現に知的障害者地域生活援助事業を行つてゐる國及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に旧社会福祉事業法第六十四条第一項の規定により届け出た事項に変更を生じたものが、施行日において、同条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、新法第二十条第一項の規定による改止前の知的障害者地域生活援助事業を従前の例により引き続き経営することができる。

第十七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に第七条の規定による改止前の知的障害者福祉法(次条及び附則第十九条において「旧法」という。)第十六条第一項第二号の規定により知的障害者が入所し、又は入所を委託されている地方公共団体又は社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等(第七条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等をいう。次

条において同じ。)については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、新法第十五条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなす。

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十五条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に知的障害者地域生活

等に係る新法第十五条の三十第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定知的障害者更生施設等に継続して一以上の他の指定知的障害者更生施設等(新法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下この項において同じ。)に入所した旧措置入所者にあっては、当該一以上の他の指定知的障害者更生施設等に継続して入所している間を含む。)は、当該旧措置入所者に係る措置をとった市町村は、当該旧措置入所者を新法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者(以下この条において「施設支給決定知的障害者」といいう。)とみなして、当該旧措置入所者が当該特定知的障害者更生施設等(当該一以上の他の指定知的障害者更生施設等に入所した旧措置入所者にあっては、当該一以上の他の指定知的障害者更生施設等)から指定施設支援(新法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。以下この条において同じ。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該旧措置入所者に対し、当該指定施設支援に要した費用(新法第十五条の十一第一項に規定する通勤寮支援日常生活費(次項において「通勤寮支援日常生活費」という。)を除く。)について、新法第十五条の十一第一項に規定する施設訓練等支援費(以下この条において「施設訓練等支援費」といいう。)を支給する。ただし、当該旧措置入所者が施設支給決定知的障害者となつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により施設支給決定知的障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定知的障害者である旧措置入所者に対し支給する施設訓練等支援費の額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年間に限り、新法第十五条の十一第二項の規定にかかるはず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を

する費用(通勤寮支援日常生活費を除く)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(通勤寮支援日常生活費を除く)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

二 旧措置入所者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

三 第一項の規定にかかわらず、市町村が、やむを得ない事由により同項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める旧措置入所者については、新法第十六条第一項第二号の規定により当該特定的障害者更生施設等に入所しているものとみなす。

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十五条第三項を除く)及び旧法第十六条第三項に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の補助については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一都改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正後の児童福祉法(以下この条において「新法」という。)第六条の二第五項に規定する障害児相談支援事業(以下この条において「障害児相談支援事業」という。)を行っている国及び都道府県以外の者であつて、旧社会福祉事業法第二条第三項に規定する児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に係る旧社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出(以

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

| | |
|--|---|
| 合算される場合 (公益質屋法の廃止に伴う経過措置) | 第二十九条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な |
| 質屋法(次項において「旧公益質屋法」という。)は、この法律の施行前に公益質屋が締結した質契約について、この法律の施行後もなおその効力を有する。 | 第三十条 次に掲げる法律の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一条第一号(タ) 二 郵便貯金法(昭和二十一年法律第一百四十四号)第十条第一項第四号 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十三号)第四十七条 四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条第二十三号 五 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第三十五条及び附則第七項 六 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第六条第一項第一号タ 七 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第九条の十二第一項、第十八条第七号ハ及び第八十二条 八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百二十四号)第十七条 九 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表社会福祉法人の項 十 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第六号 十一 地価税法(平成三年法律第六十九号)別表第三十八条第一項 十三 特定非営利活動促進法(平成十年法律第百四十四条、第百二十二条に改める。) |
| 第二十六条 第十四条の規定による廃止前の公益質屋法(次項において「旧公益質屋法」という。)は、この法律の施行前に公益質屋が締結した質契約について、この法律の施行後もなおその効力を有する。 | 第三十一条 第二項第八号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第三号の二」を「第六号」に改める。 二 旧公益質屋法第十五条第一項(質屋營業法昭和二十五年法律第一百五十八号)第二十条から第二十四条までの規定を準用する部分に限る。)の規定は、前項に規定する質契約に関する業務が終了するまでの間、この法律の施行後もなおその効力を有する。 (施行のために必要な準備) |
| 第二十七条 次に掲げる行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。 | 第三十二条 次に掲げる法律の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十三条第一号(タ) 二 郵便貯金法(昭和二十一年法律第一百四十四号)第十条第一項第四号 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十三号)第四十七条 四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条第二十三号 五 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第三十五条及び附則第七項 六 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第六条第一項第一号タ 七 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第九条の十二第一項、第十八条第七号ハ及び第八十二条 八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百二十四号)第十七条 九 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表社会福祉法人の項 十 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第六号 十一 地価税法(平成三年法律第六十九号)別表第三十八条第一項 十三 特定非営利活動促進法(平成十年法律第百四十四条、第百二十二条に改める。) |
| 第二十六条 第十四条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の十一の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十五条の十二の規定による施設訓練等支援費の受給の手続、同法第十七条の規定による同法第十七条の十第一項の指定の手続、同法第十八条の規定による改正後の知的障害者福祉法第十五条の六の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十五条の十二の規定による施設訓練等支援費の受給の手続、同法第十五条の十七の規定による同法第十五条の二十第一項の指定の手続、同法第十七条の十第一項の指定の手続その他の行為 | 第三十三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改訂する。 第四十二条第一項第八号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第三号の二」を「第六号」に改める。 二 旧公益質屋法第十五条第一項(質屋營業法昭和二十五年法律第一百五十八号)第二十条から第二十四条までの規定を準用する部分に限る。)の規定は、前項に規定する質契約に関する業務が終了するまでの間、この法律の施行後もなおその効力を有する。 |
| 第二十六条 第十四条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の十一の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十五条の十二の規定による施設訓練等支援費の受給の手続、同法第十五条の十七の規定による同法第十五条の二十第一項の指定の手続、同法第十七条の十第一項の指定の手続その他の行為 | 第三十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改訂する。 第四十二条第一項第五号の四口中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第七十二条第二項」を「第一百十二条第二項」に改める。 第三十五条 第二項第四号の四口中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。 第三十六条 次に掲げる法律の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改めることとする。 一 生活保護法の一部を改正する法律及び身体障害者福祉法の一部を改正する法律の一部改正)第三十六条 次に掲げる法律の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改めることとする。 二 生活保護法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百六十八号)附則第三項 三 第二十六条 第十四条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の十一の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十五条の十二の規定による施設訓練等支援費の受給の手続、同法第十五条の十七の規定による同法第十五条の二十第一項の指定の手続、同法第十七条の十第一項の指定の手続その他の行為 |

会福祉法」に、「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

(児童福祉法の一部を改正する法律の一部改正)

(第三十八条 児童福祉法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百二号)の一部を次のよう改定する。)

「社会福祉法」に改め、同項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「基き」を「基づき」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

(第三十九条 国有財産特別措置法の一部を次のよう改定する。)

第二条第二項第一号中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者援護施設」を削り、「政令」を「政令」に、「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「これらの法律」を「生活保護法」に改め、「若しくは措置」を削り、同項第二号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る助産又は母子保護の実施の用

第三十九条 国有財産特別措置法の一部を次のよう改定する。

第二条第二項第一号中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条第一項の見出し中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「基き」を「基づき」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

| | |
|--|---|
| 四 地方公共団体において、知的障害者福祉訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者施設支援の用 | 四 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用 |
| 法(昭和二十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち「若しくは」の用に主として供する施設の用に供するとき。 | 法(昭和二十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者援護施設のうち政令で定めたと認められるもの(次項において「特定継続入院等被保険者」という。)について特は、この限りでない。 |
| イ 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を行なう当該委託に係る措置の用 | 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設への入所(同法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入所措置がとられた場合に限る。) |
| ロ 知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用 | 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等への入所(同法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入所措置がとられた場合に限る。) |
| 二項中「社会福祉事業法第五十六条第一項」を「社会福祉法第五十八条第一項」に改める。 | 四 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等(同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。)又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設への入所 |
| 「社会福祉法第五十八条第一項」に改める。 | 五 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十号)第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所(同法第十一一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置がとられた場合に限る。) |
| 「社会福祉法」に、「第一条第二項第六号」を「第三号」の一部を次のように改定する。 | 六 介護保険法第七条第十九項に規定する介護保険施設への入所 |

| | |
|--|--|
| 第五条の五及び第十五条第五項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。 | 第五条の五及び第十五条第五項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。 |
| 第十八条の二第二項及び第十九条第二項中「社会福祉事業法第六条第一項」を「社会福祉法第二项」に改める。 | 第十八条の二第二項及び第十九条第二項中「社会福祉事業法第六条第一項」を「社会福祉法第二项」に改める。 |
| 「社会福祉事業法第七条第二項」を「社会福祉法第六条第二項」に改める。 | 「社会福祉事業法第七条第二項」を「社会福祉法第六条第二項」に改める。 |
| 第六条第二項を「社会福祉法第七条第二項」に改める。 | 第六条第二項を「社会福祉法第七条第二項」に改める。 |
| 二条第二項第三号」を「第二条第二項第五号」に改める。 | 二条第二項第三号」を「第二条第二項第五号」に改める。 |

| | |
|--|--|
| 第五条の五及び第十五条第五項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。 | 第五条の五及び第十五条第五項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。 |
| 第十八条の二第二項及び第十九条第二項中「社会福祉事業法第六条第一項」を「社会福祉法第二项」に改める。 | 第十八条の二第二項及び第十九条第二項中「社会福祉事業法第六条第一項」を「社会福祉法第二项」に改める。 |
| 「社会福祉事業法第七条第二項」を「社会福祉法第六条第二項」に改める。 | 「社会福祉事業法第七条第二項」を「社会福祉法第六条第二項」に改める。 |
| 第六条第二項を「社会福祉法第七条第二項」に改める。 | 第六条第二項を「社会福祉法第七条第二項」に改める。 |
| 二条第二項第三号」を「第二条第二項第五号」に改める。 | 二条第二項第三号」を「第二条第二項第五号」に改める。 |

二項とする。

第十二条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第十三条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第八十九条第三項中「労働大臣及び自治大臣」を「総務大臣」に、「中央社会福祉審議会」を「社会保障審議会」に改める。

第一百三十一條を第二百三十三條とし、第二百一十七条から第二百三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第十一章中第二百二十六條を第二百二十八条とし、第二百二十五條を第二百二十七条とし、第二百二十四條を第二百二十五條とし、同条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第二百二十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第二百二十三条を第二百二十四條とし、第十一章中同条の前に次の二条を加える。

(芸能、出版物等の推廣等)

第二百二十三条 社会保障審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

別表中「(第二百二十四條関係)」を「(第二百二十五条関係)」に改める。

第六百七十三条のうち老人福祉法第十八条の二第二項及び第十九条第二項の改正規定中「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第五十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六十二号中「公益質屋その他」を削る。

第六条第五十三号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

理由

社会福祉の一層の増進を図るため、福祉サービスに関する情報の提供、利用の援助及び苦情の解決に関する規定を整備し、福祉サービスの利用者の利益の保護を図るとともに、身体障害者、知的障害者、障害児等に係る福祉サービスに關し市町村等による措置から利用者の申請に基づき支援費を支給する制度に改めるほか、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定を整備する等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。